

第十九回 参議院文部委員会會議録第二十三号

昭和二十九年四月十九日(月曜日)午前
十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
飯木 亨弘君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君

國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

文部大臣官 内藤警三郎君
府會計課長 緒方 信一君
文部省初等中 等教育局長

事務局側

常任委員 工榮 英司君
会専門員

説明員

大蔵省主計 大村 筆雄君
局主計官

参考人

東京都教育委 加藤 清一君
員会教育長
東京公立新宿 金子 勝史君
高等学校教諭
東京都公立高等 勝村 満君
学校主事会会長

本日の会議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(朝鮮人学校問題に関する件)

(女教員のかく首問題に関する件)

○勤労青年教育振興法案(荒木正三郎君外十七名発議)(第十八回国会継続)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

○須藤五郎君 この前の委員会におきまして、本日法務大臣の御出席を要求しておいたのですが、法務大臣は今日は御出席なさらないのですか。

○委員長(川村松助君) 今朝事務のほうからあなたにお伝えしましたように、今日は都合が許さないからあとにしてくれ、こういうお話だそうでございます。

○須藤五郎君 事務のほうから先ほど

聞いたことは聞きましたが、これは公式でないからもう一度委員長にお尋ねしたいのですが、先ほど事務の話では法務大臣は一切の委員会に出席しない御意向だということ伺ったわけですが、衆議院も参議院もそれはどういう理由によるのか。大臣の出席を要求して、一切の、ほかの委員会に出ておつてこの委員会に出席しないというのならわけはわかるのでありますが、一切の委員会に出席しないということはどういうことに原因があるのか甚だ私は不可解だと思つております。

○委員長(川村松助君) そういうことは申し上げないと言つております。

○須藤五郎君 いや、私は一切ほかの委員会にも出ない、衆議院のほうの委員会も出ない、参議院のほうの委員会も出ないということを私は先ほど事務のほうから聞いたのです。ですからそういう、非公式にそういう発表を事務局が発表して、公式の場合こういうふうに出てくるのだつたらこれは問題だと思つておりますから、是非次の委員会に……

○委員長(川村松助君) 私のほうから、もう一回折衝してみます。

○須藤五郎君 それでは私は今日は法務大臣と文部大臣の御同席の席上でいふ／＼なことを質問申し上げたいと思つておりましたが、法務大臣が見えませんか。その点は省略しまして、いささか少し文部大臣に質問をいたしたいと存じます。

先ず委員会におきましていふ／＼問題になつた点で一つ私が確かめておき

たいことは滋賀日記の問題、いわゆる冬の友の問題で、あの中にある中国に関する記事が、これを文部大臣は偏向教育の事例として特に取上げていらつしやるようでありまして、これは如何なる理由によるのか、もう一度文部大臣から答弁を頂きたいと思つております。

○國務大臣(大達茂雄君) この前申し上げたと思つたが、この滋賀日記は私もから見ますという、一定の意図を以て編纂してある。その編纂の態度がさうであると思つております。さうして結論づけるといふふうなふう

に、この各冊とも最後のページです。その文は、これは私は中国から引揚げた子供の作文を全般的に読んでおりましたから、その点ははつきりいたしませんけれども、要するに中国を礼賛して、そして日本に対して非常に不満なことを書いてあります。そういう点でこの日記を教材として使用する場合にはその教え方によつては偏向教育になる可成り十分には含んであるのだ、こういうふうには私は認定しております。

○須藤五郎君 そこで、私はもう一度本論に入る前に、それでは大臣の中国観というものを一つこの際伺つておきたいと思つてあります。新しい中国に對する大臣の考え方を一つ伺つておきたいと思つてあります。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の中国観というお言葉であります。現在中国は共産黨治下にある、それ以上は私は存じません。従つてここに特に私の中

國観としてお聞き頂くようなことはありません。

○須藤五郎君 中国観というものの、中国に對する何らかの知識を持つていらつしやらない大臣が、中国から歸つた子供たちが純真な氣持で書いたあの文章をどうしていけないというふうな断定を大臣がなさる根拠があるのでしょうか。どういふ根拠によつてさういふことをお考えになるのですか。あの文章が間違つたことを伝えているというふうな大臣のお考えでありますか、その点を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 必ずしも子供の書いたことが中国に関する限り間違つてゐる、こういう断定をしているのではありません。間違つてゐるとか間違つてゐないとかいふことは別問題であつて、そういう類の作文を各冊、各学年に對してその点を特に選り出して教材として選り出した、そこに偏向教育の教材たる可能性がある、こういうふうには思つております。

○須藤五郎君 それは間違つてゐるか間違つてゐないかというところは問題でない。それはどこの國のことでもいいことがあるならば、いいと言つて報告することにいささかも私は問題はないと思つております。どこの國のことでも我々は知らなくちやならんし、又知らなければならぬ。それにたま／＼／＼／＼中国のいいことを書いた作文が載つたからといつて、それを大臣は或る意図の下でやられたことと故意にねじ曲げて、これを偏向教育の事例として挙げたとこ

をしましたところが、アメリカと答えたのが三二%です。イギリスが二八%、フランスが一%、スイスが一五%、ドイツが七%、インドが二%、ソビエトが二%、悲しいかな祖国日本が好きだと答えたのが二%、中国が一%です。これが今日中学校でやられていく教育の実態ですよ、このパーセントに現われているのは、いいですか。それから大阪市の池田小学校、池田市の池田小学校の共同調査で、四、五、六年の児童に人間が自由に生まれ変わることでできるとすれば、あなたはどの国に生まれ変わりたいですか、という質問をしたわけです。ところが驚くかな

かに生まれ変わりたいというのが五三%になつてゐるわけなんです。こういう教育が今日中学校や小学校でなされていくというのです。これは何でしょう。これこそ偏向教育じゃないか。これこそ日本の教科書の持つてゐる偏向性の現われじゃないですか。私はそういうことを心配するわけなんです。

それから、「なぜアメリカが好きか」という調査で、理由は、「民主主義の国だから」、「日本を守つてくれるから」、「日本に反対しないから」、「金持ちだから」というのが二四%ですよ。「文化が進んでいるから」というのが一八%、こういう数字が出ておきます。又「世界で一番偉いと思う国はどこですか」、これらに對しまして、アメリカと答えたのが三八%、イギリスが一六%、ドイツが二一%、ソビエトが九%、フランスが八%、インドが五%、中国が三%。こういうことはずつと私はたくさん事例を持つてゐるのです。が、お好みならば全部讀上げてお聞かせしてもよろしいのですが、ほかの人が迷惑すると思ひますから私は、(い)ですと呼ぶ者あり(い)読みますか。それから、「アメリカとソビエトとどちらが平和を願つてゐると思うか」という問に對しましては、アメリカが平和を願つてゐるというのが九六%、あとがソビエトです。「日本とアメリカが仲がよいし、アメリカとロシアとは仲が悪いのでロシアは中共と一緒に日本に攻めて来るかも知れないとか」、「ロシアが講和条約に参加しなかつたのは日本を攻めるつもりだから」といふような作文は真剣に考えなければならぬというところが報告されてゐるのです。こういう教育をされてゐると

いうことを、あなたはまあ意を強うしていいのかわかりませんが、あなたの立場では意を強うすると言ふのかも知れませんが、こんな偏向教育が行われてゐる。なお、「日本はこれからどんな国と仲よくして行かなければならないか」という問に對しましては、アメリカと答えた者が二九%、イギリスが二三%、フランスが七%、ドイツが八%、ソビエトが二%、スイスが三%、中国が三%、インドが一三%、朝鮮と書いてあるのが二%、こういうことが出てゐる。又、それから、「中河内郡の或る小学校の五年で社会科単元『進んだ世の中』の学習をやつたあとで、その感想を書かせたところ、次のような例が少からず現われた。N・Tという子供は、『アメリカは偉い人がたくさんゐる、日本は少いのはなぜか。アメリカにはトルーマンとか偉い人がたくさんゐるが、日本には偉くない人がたくさんゐる。なぜ日本は小さいか、なぜアメリカが大きいのか』。又T・Mという子供は、『アメリカは日本より勝つた。いゝんなものを持つてゐるが、日本はアメリカのやうなものがない。日本は何でも世界と比べると負けてゐる』。K・Kという子供は、『何から何までアメリカが一番である。發明発見でも、物産も發明するし、日本はその真似をして作つてゐるのだから駄目です。アメリカはよい品物ばかり發明するので、なんぼでもお金持になつてゐる』。N・Kという子供は、『なぜアメリカはそんなに強いのだろう。アメリカはたくさん自動車が、日本人でも自動車に乗れる。』という、アメリカを突に金持で何でも手に入れることができる国だ

というふうな、羨ましいやうな氣持を児童に与えておる。そしてアメリカに從属的な國民を作ろう、今日の教科書が事實そういう意図を持つて教科書が編纂されておるということなんです。これこそ偏向教育じゃないですか。あなたはこういうことを考えますか、この問題に對して。

○國務大臣(大連茂雄君) いろ／＼そういう数字をお挙げになつただけでは偏向教育であるとも申しかねるのでありますが、ただ教員が特別に意図を持つて、偏向教育というのは、ただアメリカを褒めたとかソビエトをどうとかいうことではないので、特定の思想、特定の政治的な思想、これを一方的に植込むことが偏向教育なんです。特定の政党を支持し、又は反對する、こういう枠でありますから、ただこの國が金持であるとか、どの國がいいとか悪いとかいう問題ではありません。それは表現の問題はともかくとして、それがそういう政治思想に繋がるところに問題があると私は思ひます。今非常に興味のある統計もお讀上げになりましたが、それだけでは、その数字を見て偏向教育であるとかないとかいうことは、これはできないこととて、それは何とも御返事の申上げようがない、その教育の態度を見なければ。ただ日本が好きだとか、もう一度日本の祖國に生まれ変わりたいという者が二%ですか、これは非常に困つたことだと思ひます。私は、これはこの前のときに申上げましたように、日本人が早く祖國愛というものを振起して、これは何と言つても日本の再建の基礎でありますから、ただ國を愛せよという台言葉を教えたつて駄目でしょう。

○須藤五郎君 それは、あなたの頭はどうかしてゐますよ。曾つての大連さんだつたらそういうなまくら半分の言葉は吐かなかつたですよ。もつとほつきり答弁できたことと思ひますが、この頃はあなたも頭が少し狂つて來ておると思ひます。私が言つておるのは、あなたは偏向教育を罰すること、それが形が現われたときに、ということだつたんですよ。だからこの學校に偏向教育がなされても、それが何ら形に現われないうときはそれは罪にならんとしうお答えをしていらつしやつたあなたが、今日の日本の教科書が或る意図を以て編纂されておる。私は學校の先生を責めておるのではない。教科書を責めておるのです。日本の教科書がアメリカ一辺倒な意図を以て編纂されて、それを學校が使つておる。その教科書によつて育てられた子供の頭の中というものは、今私が言つたやうな数字で現われておる。これこそ偏向教育じゃないか。だから日本の教科書こそ偏向教育の材料にされておるのではないか。即ちあなたが或る意図を以て教科書を編纂し、認定して、そして児童に与えておる。それは即ちアメリカ從属的な日本人を造るための意図を以て、その点は強くは言わなくても、要するにそういう意図の下にお

をしましたところが、アメリカと答えたのが三二%です。イギリスが二八%、フランスが一%、スイスが一五%、ドイツが七%、インドが二%、ソビエトが二%、悲しいかな祖国日本が好きだと答えたのが二%、中国が一%です。これが今日中学校でやられていく教育の実態ですよ、このパーセントに現われているのは、いいですか。それから大阪市の池田小学校、池田市の池田小学校の共同調査で、四、五、六年の児童に人間が自由に生まれ変わることでできるとすれば、あなたはどの国に生まれ変わりたいですか、という質問をしたわけです。ところが驚くかな

かに生まれ変わりたいというのが五三%になつてゐるわけなんです。こういう教育が今日中学校や小学校でなされていくというのです。これは何でしょう。これこそ偏向教育じゃないか。これこそ日本の教科書の持つてゐる偏向性の現われじゃないですか。私はそういうことを心配するわけなんです。

それから、「なぜアメリカが好きか」という調査で、理由は、「民主主義の国だから」、「日本を守つてくれるから」、「日本に反対しないから」、「金持ちだから」というのが二四%ですよ。「文化が進んでいるから」というのが一八%、こういう数字が出ておきます。又「世界で一番偉いと思う国はどこですか」、これらに對しまして、アメリカと答えたのが三八%、イギリスが一六%、ドイツが二一%、ソビエトが九%、フランスが八%、インドが五%、中国が三%。こういうことはずつと私はたくさん事例を持つてゐるのです。が、お好みならば全部讀上げてお聞かせしてもよろしいのですが、ほかの人が迷惑すると思ひますから私は、(い)ですと呼ぶ者あり(い)読みますか。それから、「アメリカとソビエトとどちらが平和を願つてゐると思うか」という問に對しましては、アメリカが平和を願つてゐるというのが九六%、あとがソビエトです。「日本とアメリカが仲がよいし、アメリカとロシアとは仲が悪いのでロシアは中共と一緒に日本に攻めて来るかも知れないとか」、「ロシアが講和条約に参加しなかつたのは日本を攻めるつもりだから」といふような作文は真剣に考えなければならぬというところが報告されてゐるのです。こういう教育をされてゐると

いうことを、あなたはまあ意を強うしていいのかわかりませんが、あなたの立場では意を強うすると言ふのかも知れませんが、こんな偏向教育が行われてゐる。なお、「日本はこれからどんな国と仲よくして行かなければならないか」という問に對しましては、アメリカと答えた者が二九%、イギリスが二三%、フランスが七%、ドイツが八%、ソビエトが二%、スイスが三%、中国が三%、インドが一三%、朝鮮と書いてあるのが二%、こういうことが出てゐる。又、それから、「中河内郡の或る小学校の五年で社会科単元『進んだ世の中』の学習をやつたあとで、その感想を書かせたところ、次のような例が少からず現われた。N・Tという子供は、『アメリカは偉い人がたくさんゐる、日本は少いのはなぜか。アメリカにはトルーマンとか偉い人がたくさんゐるが、日本には偉くない人がたくさんゐる。なぜ日本は小さいか、なぜアメリカが大きいのか』。又T・Mという子供は、『アメリカは日本より勝つた。いゝんなものを持つてゐるが、日本はアメリカのやうなものがない。日本は何でも世界と比べると負けてゐる』。K・Kという子供は、『何から何までアメリカが一番である。發明発見でも、物産も發明するし、日本はその真似をして作つてゐるのだから駄目です。アメリカはよい品物ばかり發明するので、なんぼでもお金持になつてゐる』。N・Kという子供は、『なぜアメリカはそんなに強いのだろう。アメリカはたくさん自動車が、日本人でも自動車に乗れる。』という、アメリカを突に金持で何でも手に入れることができる国だ

というふうな、羨ましいやうな氣持を児童に与えておる。そしてアメリカに從属的な國民を作ろう、今日の教科書が事實そういう意図を持つて教科書が編纂されておるということなんです。これこそ偏向教育じゃないですか。あなたはこういうことを考えますか、この問題に對して。

○國務大臣(大連茂雄君) いろ／＼そういう数字をお挙げになつただけでは偏向教育であるとも申しかねるのでありますが、ただ教員が特別に意図を持つて、偏向教育というのは、ただアメリカを褒めたとかソビエトをどうとかいうことではないので、特定の思想、特定の政治的な思想、これを一方的に植込むことが偏向教育なんです。特定の政党を支持し、又は反對する、こういう枠でありますから、ただこの國が金持であるとか、どの國がいいとか悪いとかいう問題ではありません。それは表現の問題はともかくとして、それがそういう政治思想に繋がるところに問題があると私は思ひます。今非常に興味のある統計もお讀上げになりましたが、それだけでは、その数字を見て偏向教育であるとかないとかいうことは、これはできないこととて、それは何とも御返事の申上げようがない、その教育の態度を見なければ。ただ日本が好きだとか、もう一度日本の祖國に生まれ変わりたいという者が二%ですか、これは非常に困つたことだと思ひます。私は、これはこの前のときに申上げましたように、日本人が早く祖國愛というものを振起して、これは何と言つても日本の再建の基礎でありますから、ただ國を愛せよという台言葉を教えたつて駄目でしょう。

いて日本の文教が今されておるのはないか。これこそ偏向教育じやないか。それがたま／＼中国やソビエトをちよつと褒めた文章があると偏向偏向と言ふことは、私は非常な片手落であつて、あなたがたの頭の偏見を如実に示しておる証拠ではないかということをおつておる。どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) この教科書の検定基準には、一方に偏つてはいかない、こういうことをはつきり基準として示されておるのです。

○須藤五郎君 ところが偏つてゐるわけです、文章が。

○國務大臣(大達茂雄君) ところが偏つていけないということを示されておる。併し教科書は今た／＼さんの人がこゝにいますし、それに対していわゆる検定が行われるのであります。それはた／＼さんのうちには成るほどよく見れば偏向、偏つたものがないと私は断言いたしません。これは私はわかりません。検定基準としては特定の政治的立場に偏つてはいけないということが検定基準には明らかに示されておるのであります。おるのであります。具体的にはその人の判断によつて偏つたものがあるかも知れない。これは私はないということを断言するだけの自信はありません。ありませんが、併しアメリカに從属するような人間を造る。そういう意図を持つて教科書が編纂されておるといふようなことをあなたはおつしやつたけれども、それはとてもない誤解です。そんなことはあり得ない。アメリカに從属する人間を造るために、そういう卑屈な精神を、祖国を忘れた卑屈な人間を造るために教科書を編纂しておる、そういう意図を持つて。

て。それはとてもない間違ひです。○須藤五郎君 それはあなたの立場でそういうことは言えないと思ふので。アメリカに從属する意図を持つて教科書を編纂しているなどと、大臣の建前でそんなことは言えないでしょうけれども、併し結果的にこういう結果が現れておるから、これこそ私たちの考慮しなかりやならん、関心を持つて考えなくちやならんことじやないか。将来、日本のすゝ、国民を教育する場合にこんな結果が現れてゐることは、どうですか、これこそ私は大きな偏向だといふことができるのではないか。ですからあんな中国から帰つた子供が、いた／＼子供が書いた文章などを問題にする前に、この事実をあなたとしては問題にしなかりやならんものじやないか。それをこゝらには知らん顔をして、あちらだけをほじくり返して問題にするというところに私は大達文政の不可思議な点があるということをおし上げるわけなんです。

なオニクソン副大統領夫妻が去年来ましたときに、十七日、これは昨年の十一月の十七日だと思ふのです。午前「伊丹空港着、京都、奈良地方を視察し即日帰京したが池田、豊中、茨木、高槻各市の沿道では学生、児童の歓迎列がみられ手に日の丸の旗がもたれてゐた。」これは十九日の社会タイムスの記事であります。「これは去る十五日大阪府教委が沿道関係教委と府立高校に「都合がつけば児童生徒に迎えよう」と通告したためである。」と、こういう記事が載つてゐる。これは事実なんです。これが偏向教育にはならないのですか。あなたがただったら、中国の人が来たり、ソビエトの人が来たり、

しもこういうことをやらしたら、立ちどころにとんでもない偏向教育だ、若しそういうことをやらしたならば、あなたは学校に大きな圧力を加えて、学校の先生なんかやめさすかも知れない。ところがニクソンが来たときにはこんなことをやらしてゐる。そのニクソンは何と言つておられますか。日本の農民が困つてゐるのなら、保安隊へ入れといふような言葉を吐いて、生意気に日本の内政に干渉するようなことを言つてゐる。すけ／＼と横着千萬な言動をとつたニクソンですよ。このニクソンを出迎えるために、こういうことを指令してゐる、そういうことこそ偏向じやないか。どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は詳細なことは知りませんが、ニクソン副大統領といふものはあのとき国賓の礼を以て迎へられたのじやないかと思ひます。さような点から地方の教育委員会と考へます。それで偏向教育だとは思いません。

○須藤五郎君 いや、アメリカに対してはこういうふうな姑息な、卑屈な態度を児童に強いて、そして児童が中国、新らしい中国を見て、その新鮮な頭であの文章を書いた。それをあなたは故意に取擧げて、これを偏向の事例だと言つておるから私は問題にするのです。そこに私はあなたの頭の中に大きな錯誤が、時代錯誤的なものがあるのじやないか。それで困る。それで日本の立派な文政を預つておるあなたとしては、それでは困るから、大いにその考えを改めてもらいたい。それでないとも適な偏向の教育が大いになされて、それを私たちからみれば大

きな偏向教育をあなたがたがしようとしてゐる前提にあるから、いわゆる平和教育を、日教組が言つておる平和教育を偏向教育だ、再軍備をやらしたいといふような憲法違反の教育方向にある。私たちは教育を持つて行こうとするから、私たちはそれこそ偏向教育じやないかと、勿論問題にしているわけ

です。それで私はもう一点伺いたいと思ふのですが、君が代に關してこれは全国の学校の先生たちが非常に問題にしている。君が代を歌わないといふことは、どうして偏向教育の事例になるのでしょうか、どうですか、君が代を唱

わないといふことは。○國務大臣(大達茂雄君) 君が代を歌わなかつたといふことは、それだけで偏向教育だと断定することはそれは無理でしょう。併し君が代を歌わせない、歌わないといふよりも、もつと一歩進めて歌わせないといふ教育があるとするならば、それに關連して偏向的な教育が行われておるといふことを私は推定する一つの資料になると思ふのです。現に日教組内における共産黨の教育に対する、打ち立ててゐる方針はたくさんあります。たくさんあるうちに、日の丸、君が代教育に対する抵抗といふことを掲げておるのです。それはただ君が代の節が面白くないとか、古くさいといふことではないので、共産主義グループが一連の教育方針として打ち出してゐる。だからそれがたまに一致かも知れないが、諸所にそういうことが行われておる。ただ子供が歌うても歌わなくても、むしろそれは構わないとおるといふことじやなくて歌

わせない。式のときにはそれを抑えて歌わんことにきめる。そういう点に偏向教育が行われておるのではないかと一応想定する資料になる、私はさうに考へております。

○須藤五郎君 私は日教組内におけるフラクがそういう指令を出したかどうかといふことは存じませんが、又何も聞いておりませんが、併し曾つての委員会におきまして君が代が主権在民の憲法の下において果して好ましい歌かどうかといふことを私は質問したことがあります。そのときにあなたはこう答えておる。好ましくない歌詞がある。主権在民の憲法に照らして好ましくない歌詞があるといふことをあなた

は、はつきりと答弁していらつしや。憲法は我々国の最高法としてこれ最も守らなければならぬ法だと思つておるわけでありましたが、その憲法に抵触するような、憲法の精神と相反するような言葉を持つた君が代をなぜあなたは歌うことを好ましいとして通達を發すると同時に、その憲法の精神に反する歌を歌わないといふことがどうしてそれが偏向教育とみなし、非難すべき行動だとあなたは言うことができるのでしよう。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は実は私自身の速記録を見なければこれははつきりわからないのですが、私は君が代の中に歌詞として好ましくないものがあるといふことを言つた覚えはあります。

○須藤五郎君 いや、不適当といふようなことを言つていらつしやいます。○國務大臣(大達茂雄君) 政治形態が變つた今日においては、その文字だけに即して、その文字面だけに即して言

えは不適当なものがあるかも知れませんが、そういうことは申し上げたようなことがあるかと思ひます。

○須藤五郎君 不適当な文字があるというところを……

○國務大臣(大連茂雄君) 併し好ましくないとか、いけないとか言つた覚えはありません。そうして更に要するにこれは日本の国土に対する祖國愛を歌つたものであつて、それは終戦前の新聞であつて、それは終戦前の新聞であつて、その文字の使ひ方は、その時代の基礎になつてゐる政治形態を基礎にして言つておるのですから、あなたの論法を持つてすれば、ことごとく憲法違反といふことになりまふ。終戦前の新聞記事であつて、何であつて、何であつて、それはそのときの時代を基礎にして使われた言葉であつて、だからこれが憲法に違反して、今絶対にいけないんだ、そういうことは私は思つていない、今でも、恐らくその当時でもそういう答弁をしたつもりはありません。

○須藤五郎君 速記録を今ここに持つておりませんが、不適当だといふような言葉を述べたと思ひます。私は、こういうふうな尋ねたのです。憲法に照らして不適当の歌詞を持つた歌を、なぜあなたは好ましいと言つて通達を發したかといふことに對しまして、祖國愛を涵養するために、これは好ましいといふふうな答弁をしていらつしやると思ひます。そこに速記録がありまふ。

○國務大臣(大連茂雄君) あるようです。

○須藤五郎君 どうぞ読んでみて下さい。私は間違ひないと思ひます。

○國務大臣(大連茂雄君) こういうことが書いてあります。「君が代の主権在民の關係という漠然たるお尋ねであります、君が代という字は主権在民という今日のとりとれてゐる政体からいへば、文字にとらわれていへば、君が代といふことは時代遅れであると思ひます。先ほど私が申し上げました通り、憲法違反であるとか、さうなことは言つておりません。」

○須藤五郎君 それからずつと読んでみて下さい。それを歌はうすことはどうだといふことに對して、あなたは祖國愛を涵養するために必要だといふような意味のことを答弁していらつしやると書いてあります。「君が代の主権在民の關係という漠然たるお尋ねであります、君が代という字は主権在民という今日のとりとれてゐる政体からいへば、文字にとらわれていへば、君が代といふことは時代遅れであると思ひます。先ほど私が申し上げました通り、憲法違反であるとか、さうなことは言つておりません。」

○國務大臣(大連茂雄君) こういうことが書いてあります。「過日の衆議院の文部委員会における答弁といたしまして、私は君が代を學校で無理に歌はせるといふことはどうかと思ひます。併し、子供が歌ふものをとめる必要もないだらう、若し自發的に君が代が齊唱せられることは私としては望ましいと、こゝろを言つたのです。その意味は、君が代といふ……あなたは憲法の精神に違反すると言はれましたが、私が先ほど申し上げましたのは、君が代といふ、この君といふ文字ですな、君が代といふ言葉の形からいへばこれは主権在民の國の姿にそぐわぬ点がある。これは認めたのであります。憲法の精神に違反してゐると思はれるのであります。私は君が代といふ、君といふ字が……君が代といふ歌に流れておる考へ方は、これは日本の愛國心、國民の民族愛を歌つたものである、かように考へておるのであります。」

○須藤五郎君 それはあなたの答弁

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) それは君といふ字が……

○須藤五郎君 そぐわぬといふ言つておる。憲法の主権在民の精神にそぐわぬといふことをあなたは、はつきり言つておる。そぐわぬといふことは不適当だといふことですよ。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は憲法の精神にそぐわぬなど申したことはありません。先ほどから繰返して申して

が、それを讀んだだけでも矛盾しておると思ひます。昔の憲法は主権在民にやないのです。而も、君といふ字は、あなたは祖國愛だとおつしやる、それはおかしいやないですか。我々は今日天皇中心のものを考へてゐる。主権在民です。我々は日本人といふものを中心にものを考へておる。その憲法を持つておる。併しあなたは天皇中心のものを考へておるから、今日の憲法から見たら君が代といふ字はあなたはそぐわぬといふことを言つておる。憲法の精神にそぐわぬといふ歌をなぜあなたは歌ふことが好ましいかといふことを聞くと同時に、又それによつて如何なる愛國心が涵養されておるのか、要するに憲法違反の君が代によつて涵養されるこゝろの愛國心といふものは、どういふ愛國心であるか、私は説明を伺ひたいのです。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) それは君といふ字が……

○須藤五郎君 そぐわぬといふ言つておる。憲法の主権在民の精神にそぐわぬといふことをあなたは、はつきり言つておる。そぐわぬといふことは不適当だといふことですよ。

○國務大臣(大連茂雄君) 私は憲法の精神にそぐわぬなど申したことはありません。先ほどから繰返して申して

おります。又速記録も讀んでおる。文字に捉われて言へば、今日では主権在民であるから、君といふ字は時代遅れである。併しこれは全体としては愛國心を歌つたものである。君が代といふことは我々の日本の社會、こゝろのことと私は解しておる。その當時は主権が、政治形態が違つておりましたから、我々の日本人社會といふことを君が代といふ名前を以て表わした、かように私は考へておる。私はこの君が代が全体として憲法に違反しておるとか、さうなことは一度も申したことがなければ、さういふ考へも持つておりません、ちつとも、私は日本人の社會が、その言ひ表わし方を當時の政治形態に従つて君が代といふ文字を以て表わした、これはすべての、新聞であらうが雑誌であらうが、さういふ政治形態を前提として、さういふ社會におけるものの言ひ方は、これは君が代だけではない。みんな同じです。だからそれを擧げて憲法違反などとはちつとも思つておりません。ただ説き替へてみればいい。世の中が變つて来たから、今日の時代に合ふように讀み替へればいい。

○須藤五郎君 それなら君が代の歌詞を變えたらどうです。その時代遅れの歌詞をあなたは歌ふことが好ましいなどと言つて子供に押しつける理由は何らないやないですか。時代遅れなら時代遅れらしくそれはすつぱりとやめてしまつて、新しい時代の、新しい憲法に即応した國歌を作るならわかるのです。ところが時代遅れだといふことをあなたは、はつきり認めておる。その歌をなぜ強要し、それを時代遅れとして歌ふことをしない先生に對

して、純然たる特高的なあなたのもの

○國務大臣(大連茂雄君) 君が代といふ字を變えたらさういふと何となくいふことは、これはあなたの御意見です。これは何つておくかはあります。ただ物は物の意味を捉えなければならぬ。字句の末節に私は拘泥すべきものではないと思ひます。あなたの論法を以てすれば、旧太政官布告以後、明治、大正、昭和を通じて今日法律が

たくさん残つております、現行の法律として、これは皆形態は天皇の名に

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

○須藤五郎君 併しそぐわぬといふことを言つています。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見の点は、ただ何つておく以外にはありません。先ほど申し上げたように、私は憲法の精神に違反するものとは思はれ、こゝろを申し上げたのであります。

ることができないことを甚だ遺憾だと思つて切齒扼腕しておるわけです。私が政権をとつたら變えますよ、勿論。

併し法案の内容と君が代というものは別個ですよ。あなたはそれは詭弁です。太政官時代に作つたものでも、いい内容を持つたものなら置いておいた方がいいんです。ところが君が代というものは新憲法にふさわしくない内容を持つておるから私はいかんと言つておるのです。私は何もそういう偏つて言つておるわけではない。内容を私は論議しておるということ、故意に曲げて言つておると思ふのです。それは随分卑劣だと思ふのです、そういう論法は。そこで私は甚だ残念で、こういうことは今日私は口にしたくなかつたのですが、私が前の本会議において、あなたたちのいわゆる大連文政というものを私はつきりと性格を知りたいために、私は本会議であなたたちの前身、経歴、緒方局長、田中次官、全部の経歴を、私は特高畑から出身した人だ、だからいわゆる特高的な文政がなされるのじやないかという質問をしたときに、あなたはこう言つておるのです。嘘の皮だ。どこが嘘の皮です。嘘の皮が本当か、ここで、はつきりしようじやないですか、私の言つたことは嘘ですか。

○国務大臣(大連茂雄君) 私は経歴を見て、それからいろいろ臆測をして、私の思想調査をされるということは全くいわれのないことだと思ふ。だから私はそういうことにむきになつて答弁する気持にはなりません。ただ申し上げますが、私は未だ曾つて警察の職務に就いたことはありません。私は長い官吏生活の間に警察の職務に就いたこと

は一度もありません。それを特高特高とあなたおとしやるだけのことで

す。
○須藤五郎君 はつきりしておいて下さい。私は大達さん個人の問題だけ言つたのではないのです。緒方さんから斎藤さんたちの問題もそのとき触れたと思うのですが、この緒方さん斎藤さんは、明らかに緒方さんは昭和十六年の一月二十三日警視庁の刑事特別高等警察部外事課長という職責にちやんと就いていらつしやるということは私の調査の中に現われて来ているのです。これは嘘でしたか、本当でしたでしょうか。どうです。

○国務大臣(大連茂雄君) 一体これは須藤さんはよく御承知であります。内務省に入れば内務省の人事の指令に従つて始終勤続職をさせられます。本人の思想によつて警察の職務に就くということとは普通にはありません。

○須藤五郎君 そのくらいなことは知つておりますよ。
○国務大臣(大連茂雄君) それからその職にあつたつからといつて、それだからあなた、お前は特高のフアッシュ的な男であるという推断をされるということ、これは余りあなたは論理が飛躍し過ぎます。今の緒方君は成るほど警察の職におつたことはあります。

併し斎藤君のごときはこれは警察には何の関係もない。これは元来内務省の役人でも何でもありません。それを何か内務頭領だとか、あなたが勝手なことを言つておる。これは日教組がそういうパンフレットでも廻しているのです。私も読みました。そういう出放題のものを一々あなたが取擧げて、それを動かすべからざる本當のこのよう

に本会議でも持出していらつしやるから、それで私は嘘だとかいうことを言つたのです。

○須藤五郎君 それでは本日は嘘でないということをご認められるのです。それから私はこれは、はつきりしておかなければならない。今日大連文政の方向というものを。どうもあなたたち先ほどからずつと質問していると、何から反省されてないのだ。大達さんが昔から民主的な頭に切替つていないと思ふから僕は言うので、ここに「民主的政治と非民主的政治」というパンフレット、これは文部省が出したものでしよう。昭和二十四年の文部省から出したもので、これは全部読んでも面倒です。それから、私は「民主主義には言論の自由がある」という条項、その「民主的な国」というところで、ね、「政府は言論の自由を禁ずる法律を通過させる権力は持つていない。これは民主的な国民の基本的な権利の一つである。民主主義と自由とはこれなしには存在しない。もし国民が政府とその政策に反対のことをいい、またこれを批判し、政府の公務員を批判することができなければ、国民は政府のどれいであつてその主人ではない」ということが書いてあるのですが、この本は別に大した良い本ではない。これはアメリカブルジョア民主主義の本だ、私たちの言うプロレタリア民主主義の本とは大分違う、違ひ本であります。これだけ見ても、あなた今度のなんですか、政禁法なんというものは、ブルジョア民主主義精神にも大いに違反するものだということは、はつきりしているが、大達さんはどういふふうと考えているか。こういう法案を出して来るから私

は殊更あなたの頭の切替がされてないという点でどういふ嫌な質問を、私たちこんな質問はしたくない。併し嫌な質問をせざるを得ないわけです。それからあなたのこの間の首祭論が出て来ることは、あなたの頭の中が民主主義に切替つていないから、そういう議論が出て来るので、あなたのその頭の中からこの政禁法のごとき憲法がひよつと浮んで来るんじゃないかと思ふ点で私は非常に危険だと思ふので、あなたに對してこういう質問をしておるわけなんです。あなたは民主主義に對してどういふふうと考えていらつしやるのですか。

○国務大臣(大連茂雄君) 私はこの法律案が民主主義の考え方と背馳するものだとは思ひません。あとはあなたの御意見として何つておきます。
○須藤五郎君 あなたは首祭論を言つて平氣な顔をして澄ましていらつしやるかも知れませんけれども、これはシンガポールではすぐ問題を取上げていますよ。『個人的な攻撃はやめろ』と呼ぶ者あり。シンガポールの、攻撃じやないですよ。大達さんに民主主義というものを理解してもらいたいから僕は言葉を尽くして言つておるのです。それさえ理解してくれたら、そんなこと言いたくないのです。シンガポールの新聞があなたがシンガポールにおいて首祭をやつたということを言つておるから、あなたが本當に民主主義に反省した人ならば、こういう言葉を発するはずないんです。あなたの立場として、それを平氣で言うところにあなたのやりの反省が足りないんじゃないかと思ふのです。

○国務大臣(大連茂雄君) これは国会

の議事の中ですから……。私がシンガポールで首祭をしたということを今おつしやつたが……。

○須藤五郎君 新聞に出ていますよ。
○国務大臣(大連茂雄君) 新聞は見ました。見ましたが、そんなことは書いてありません。
○須藤五郎君 「首祭の張本は大達」と書いてあるのです。
○国務大臣(大連茂雄君) それは知つております。それは誰んだから知つておりますが、そのどこに私が首祭をしたと書いてあるのです。

○須藤五郎君 私はその見出しを……。
○国務大臣(大連茂雄君) 中を讀んでごらん下さい。
○須藤五郎君 「シンガポールの有力紙ストレイツ・タイムスは十三日の紙上で戦争裁判に於ける大達文相の言明を非難し、つぎのように述べている。

戦争裁判は首祭のようなものだといふ大達文相は、非常に便利な記憶力をもつてゐるに違ひない。首祭というのは日本のシンガポール占領当時にふさわしい言葉だ。當時は切られた首がシンガポールの街をかざり、同市の中国人はしばられて機関銃でうたれた。當時シンガポール市長だつた大達氏がこれを本當に忘れてしまつたはずはない」といふふうに出ておるのです。
○国務大臣(大連茂雄君) 私がしたということが書いてあります。書いてあります。

○須藤五郎君 書いてないけれども、あなたが、こういう当時のシンガポールの市長だつたといふことをあなたは忘れてしまつたのだらうか。

○須藤五郎君 書いてないけれども、あなたが、こういう当時のシンガポールの市長だつたといふことをあなたは忘れてしまつたのだらうか。

○須藤五郎君 書いてないけれども、あなたが、こういう当時のシンガポールの市長だつたといふことをあなたは忘れてしまつたのだらうか。

○須藤五郎君 書いてないけれども、あなたが、こういう当時のシンガポールの市長だつたといふことをあなたは忘れてしまつたのだらうか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私に言われれば日本軍がシンガポールを攻撃して、そうして無辜の住民を殺傷したという事実があります。これは私は首祭だと思ふ。私がしたという事は無い。

○須藤五郎君 あなた個人がやつたとは思ひやない。

○國務大臣(大連茂雄君) それを誰がやるが、そういうことが首祭だろうと思つております。どこに私が首祭をしたということが書いてあります。あなたは首祭を先ほどしたとおつしやつたのです。

○須藤五郎君 見出しに書いてあるから言つてゐるのです。

○國務大臣(大連茂雄君) 書いてないでしよう。

○須藤五郎君 あなた個人が刀を持つて行つて首祭をやるなんという事は考えません。併しあなたはシンガポールの市長としてあなたの部下のやつたことは、あなたがやはり責任をとらなければならぬやないですか。

○國務大臣(大連茂雄君) 私の部下が一人としてさうなことをしたとは思ひません。(失言は取消せ)と呼ぶ者あり)

○須藤五郎君 失言ではありませんよ。大連さんが一人自分で首を切つたなんて言つていいやしないです。

○相馬助治君 いいかい、須藤君。今君が大論争からいろ／＼な論争に発展したようですが、これはやはり須藤君が問題にするところは、君が代がこの際いか、悪いかというところを、偏りさせるといふよりも、偏向教育に君が代を歌つたか歌わなかつたかということが問題になり、歌わなかつた学校

においては歌わなかつたということその自体当分の問題はないけれども、そういう現実が現れる裏には、偏向教育の虞れがあるのだ、こういうふうな考え方からして、あの偏向教育の事例を出して、我々をして言わしむれば、誠に粗末な、そして偏向教育にもなつていないほどの事例であるとは思ひますけれども、併しそこにかく問題が、焦点があつて、託人喚問の中では、学校教育の場において君が代が歌われたか歌われなかつたかが非常に問題になつたわけです。そこで私はこの際関連して承つておきたいことは、この君が代の取扱ひについて文部省は新たに通牒なり或いは指導なりする用意があるかどうか、と申しますのは、あの託人喚問に端を發して、新開に報ぜられた事例を見ますと、各学校においてはそれ／＼その取扱ひに迷つてゐると思ふのです。それが質問の第一点。

それから第二点は君が代は国歌であるといふに積極的な線を規定したことがないように私は記憶しておりますけれども、これは文部大臣として、君が代をどういふふうにか、いわゆる国歌であるといふふうにか、国歌では別な扱いといふふうにか、判断されてゐるのか、これが質問の第二点、仮にこれを積極的な国歌であると規定しないとするならば、文部省自身は將來民主日本にふさわしい国歌を制定する用意があるかどうか。まあ構想があるかどうか、これでもよろしいわけですが、もう一度繰返してみますと、偏向教育の事例に端を發して、教育の現場においては君が代の取扱ひに相当問題を引き起こしておりますから、文部省としてはこ

れに對して通牒乃至指導のようなるものをする用意があるかどうか。

第二点は、私の知つてゐる限りでは、君が代を積極的な国歌であると戦後断定したことがないように思ふのであるが、文部大臣としてはこれをどういふふうにお考えであるか。

で、第二点の質問に関連して、これが国歌と積極的な文部省も認定してゐるわけではないということと相成れば、將來国歌といふものについて新たに構想を以てこれを制定せられるような意図がありや否や。

この三点を私は須藤君の質問に對して是非承つておきたいと思ふのです。というのは、非常にこの学校教育を預つてゐる人たちに對しては、これはどうしたらいいのだかといふので迷つてゐるからです。私のところへも二度も照会が來たのです。何ら意圖なく君が代を歌わなかつた事例があるのだか、今後は積極的な何を省いてもやは君が代を歌つたほうが妥當であるか、あなたは考えますか、是非指導して下さい。念のために伺つておきます。

○國務大臣(大連茂雄君) 君が代を歌わなかつたからと言つて、それがすぐ偏向教育を思ひしめるものであるといふふうには私は考へておりません。ただ事例としてお手許に出したものは、君が代を歌うなどというやうなことを言う者は、もうすでに教育者たるの資格はないのだ、そういうことを言う者は……、というやうな論議があつた。これはまあ例によつて事実無根であるかどうかはこれは別論とし、まして、そういう考え方の先生の手によつて偏向教育は行われてゐるのじやない

かということ、私は一応想定し得る、こういうふうにか考へております。

それから君が代についての、戦後において通牒とかさういふものを私は詳しく存じませんが、天野文部大臣のとき、文部大臣の談として、祝日その他においては日の丸を掲げたり、或いは君が代を歌つたほうが望ましい、こういうことを言つておられたやうであります。これが日教組内における共産党のフラク活動のほうで採上げられて、日の丸、君が代教育に対する抵抗という線が出てゐるのは、まあその關係ではないかと思ひます。これは私の想像であります。

それから君が代が国歌であるか、それかどうし、通牒か、指導かしやうと思つておられますか。

○國務大臣(大連茂雄君) いや、私はそれでいいと思つております。従つて歌えとか、歌うなとか、そういうことを改めて言う必要はないと思ひます。

私はこの前のこの国会に、先ほど須藤君の御質問に関連して申し上げたときに、答弁があつたのでありますが、これが、こういうものを無理に歌わせる、と言つてただ形式的に歌わせた、これはしょうがないことだ、こう思ふのであります。皆が心から國を愛し、民族を愛する氣持から期せずして斉唱する、皆が進んで歌う、こういうことで初めて私は意味があるものと思ふのであります。その意味のことは、先ほど私は特別国会における答弁の速記録を讀上げた中にも、その意味のことを申し上げておつた積りであります。それでこれを強いて必ず歌えとかという

ことに、それを指導する必要はないと思ひます。やはり教育の狀態と脱み合はして一向差支えないものと思ひます。強いる必要はない、こう思つております。

それからこの国歌であります、これは君が代は形式的に国歌と制定せられたものかどうか、その辺はつまびらかにいたしません。併し少くとも過去数十年に亘つて、一般的にこれが国歌として認められており、国歌として取扱われておつた。これは争うべからざる事実であらうと思ひます。従つて形式の如何を問はず、とにかくこれは實つて国歌であつた。こういうことを言つて差支えないと思ひます。そしてそれが国歌としての地位をはつきり失墜しておるかといふ点は、これは私も詳しいことは存じませんが、一応とめられたといふことはあつたやうに伺つておりますが、併しこれはすでに天野文部大臣の談にもそれが解除せられたといふことがあるのでありますから、これは国歌としての地位を失墜させた、占領軍の手でやめてしまつた、こういうのではないので、歌うことをとめられた、こういうふうには私は承知しております。従つて、私の理解するところでは、君が代は殊に今日独立國となつた場合におきましては、やはりその国歌としての地位を今日なお存続してゐるものである、こういうふうにか、私は考へております。第三点は、従つてそれによつて御承知願ひたいと思ひます。

○相馬助治君 念を押して質問をやめますが、現在もやはり国歌の位置を持つてゐるものであると考え、従つて新たな国歌を制定するといふやうなことを

は文部当局としては考えていない、かようなことですね。

○松原一彦君 私は漸く数日来からこそ、ここに坐っているものであります。実は病氣のために余りよくこの問題を理解しておらんのであります。文相の御説明によつて、日本の教育を、偏向のない正しいものにした、そして教育者をば、あらゆる権威や絆から断ち放して、自由に情熱をこめてその責務を尽すことのできるようにしたいという、こういう氣持で以てこの法案が出されたものであるということに理解いたしましたのであります。私も教育出身の者でありますために、戦後の教育の在り方並びにこれが如何に実現せられるかと、いう方法等につきましては、文相が今お求めになつていらっしゃるに考へてあるものであります。そういう意味におきまして、先般来の質疑応答を聞いておりますと、日教組の系統におられる議員のかた々といえども、偏向教育をやつていいという者は一人もおらん。ただその事例を偏向でないかどうかというところに認識の差があるものと私は見ております。こうなりますと、問題は如何なるものが偏向であり、如何なるものが偏向でないかというこの吟味になつて思ふのであります。その点につきまして私には少し違つた角度からお尋ねしたいことがあるのであります。私は教育の中立性なんという言葉はどこにもないと思う。どの政党にもこだわらないで中立した教育を行えと言つても、これはどうにもならない問題ではないか、曾つて戦前に大達文相もよく御承知の通り、文相が福井県知事等をしておいでなかつた当

時、日本には二つの政党があつて、政友会、民政党、これが組んず、ほぐれつ地方を混迷に陥れたことは、はつきりした事実であります。その当時、日本の地方における教育者は全く困り果てたことを文相い一度思い出して頂きたい。田舎では政友会でなければ民政党であります。民政党でなければ政友会であつた。その時に、学校の先生は投票を行うことにすら、もう非常な悩みを持った。今日でも同じであります。その村からは政友会が何票出る、それが何票多かつた、あれは学校の先生が裏切つたのであらうといったやうなことで、もう学校の先生はいつても天王山のようなふうにとちらから狙われたのであります。その結果教育者は困り果てて、政党には関係するなというので政党から関係を絶つてしまつた。そうして教育者が閉じ籠つたものは何かというと、朝に君が代を歌い、教育勅語を捧読する天皇絶対の考え方を持つた教育に没頭したのであります。政党というものに触れたがらなかつた。尤も、あの当時の政友会、民政党にはイデオロギーはない。ないけれども、どちらにも与するわけにも行かないから、政党から離れるということになつて、超然とした教育者のこの政治観が生んだ結果が何であつたかは、御記憶になつておると思ひますが、つまり批判のない、国民に権威のある批判のない政治が行われて、そうしてついに政友会、民政党共に国民の信頼を失墜して、そうしてそれがどこで統一せられたかという、軍部の手にかかつてしまつたのであります。翼賛政治会ができて政党はなくなつた。軍部一元のこれこそ超絶無批判の政治が行

われて日本が亡びようとしたのであります。文相に對するここで私まあ質疑応答に名を藉る形になりますけれども、それは一國の文政の責を負つていらつしやる文相としては非難して頂きたい。私も天皇一元の教育に没頭して突はいい氣になつておつたのであります。それが結局日本を亡ぼす結果になつた。私昭和二十一年の春、たまたま朝日新聞に出ました記事に非常な深い衝撃を受けたのであります。それは、比島の戦線に日本兵によつて作られた一米国兵が、その臨終に際して言い置きをした。遺言を残したが、それは、自分はここで戦死する。日本兵のために討たれて戦死するが、死ぬの賜金がある。であるからして、この給与をば自分の出身の大学に供託して、それで以て、戦後に日本のうちから日本の教育をやり直すための青年を養つて欲しい、日本の教育はミラタリズムの教育であり、戦争謳歌の教育である。その結果がかくのごとき世界の禍となつた。日本の教育を根本からやり直してもらうために私のこの戦死に基く賜金を母校に委託すると、こういうことであつたのであります。私はこれを見て、日本の教育を戦争謳歌の今日までの態度から一変して、平和建設の教育にするために使つてくれと言つて死んだ。この一兵卒の氣持に私は心からなる慙愧を覚えた。我々の教育はこれは根柢から間違つておつた、やり直さなければならぬという慙愧を覚えた。たま／＼そのときに續けて一つの記事があります。比島の戦線に徴募兵として参つた一人の青年がどうしても自分は人殺しはしない。自分はクリス

チャンであるからして、鉄砲を持つて人殺しはしない。それだけではどうしてできないという。兵隊で人殺しはしないということには行かない。鉄砲を打たないというわけには行かない。前線に出ると言うたけれども、どうしても聞かない。兵役の中でも人を殺さない仕事があるに違ひないからそれをやらしてくれと言ふ。それでは仕方ないから衛生兵をやらせようといつて、彼に衛生の仕事と言いつけたならば、彼は粉骨砕身して傷病兵の看護に尽した。戦争を終つて、後に司令官は彼を呼び出して最高の論功をし、そうして若し世界中お前のやうな者のみであつたならばこれは戦争のない社会ができるであらう、お前のやうなのは本當の正しい人間だと言つてこれを大いに褒めた。たまたまという記事を読んだのであります。私はこれに、もう打たれたのであります。先に申しました一兵士の一萬ドルの賜金には後日物語りがありまして、その後新聞を氣を付けておりますと、果して、大学の名は忘れましたが、アメリカのほうから、日本に交渉があつて、司令部を通じてその選に當つたのが、海軍の特攻隊の生き残りの中尉であつたと思ひますが、これが選に入つて、向うに渡つて學業を卒えたはずであります。多分帰つて来ておるだらうと思ひます。教育者であつたものが、その教育の誤りから、本人たちはいいい氣になつて政治というものに対する批判を忘れ、自國の將來をも考へない思ひ上つた一方的な考からこの結果を生じたということに對しては、教育者としては、私は身も世もあらんほどの懺悔、悔恨に打たれざるを得なかつたのであります。

ところが終戦後におけるあの憲法の改正、これが夢のような、歴史上未だ曾つてない一つのアイデアを盛上げたものであつた。これに基いて教育基本法も生まれ、日本にあらゆる制度が新しく生れましたが、これは全く前例のない、戦争を放棄して平和なる文化國家を民主的に作るという、これに尽きておる。ここに我々教育関係者は全く大きな救いを見出した、これこそ教育の大道であると信じた。命を傾けてひたむきにこの史上前例のない新憲法の下に教育の道を進めることが最も尊い使命を果すものであり、教育の正道ここにありということばをば敬慕を持つて迎えたのであります。私は文相がえらい心配しておいでになるところの偏向といふことを中道とは思わないのであります。私は共產主義もある、いわゆる社会主義もある、資本主義もあれば協同主義もある、いろいろあります。政党を通ずるところの共通の道だと思ふ。普遍的の原理だと思ふのです。普遍的の原理であり、日本の国民が向う道は最高の法規である憲法が示し、その他いろいろの法規によつて示されたもので、目的は平和なる文化國家を如何に民主的に実現するかということにある。各政党のとつておるものもすべて目的はここに在る。ただ方法が違ふ、順序が違ふ、急ぐか急がないかによつても違ふ。そこで教育者のこの態度は、目標をこの理想に掲げてこれを實現するために最も正しい、最もこだわりのなく、過ちのない道を歩むといふこととてなくてはならぬと思ひます。暴力を用いてはならぬ、又國の法律に背いてはならぬ、その國の秩序を守らなくちゃならない。たま／＼時の政府、つ

まり政党責任内閣でありますから、保守党の責任内閣ができれば保守党の政策が現われる。この政策が仮にこの目的を遂げるためにあらかじめ障害をなすがごとき姿を以て現われたときにはそれはよけて通ればよろしい。目的だけは見失わないようにしなければならん。これが私も教育者の理想を掲げて現実を歩むものであらうと思つて私は今日まで参つておる。然るに文相が、時勢に鑑みて日本の五十万の教員が歩いて道に大きな偏向がある、これを指導しても直らない、説得をしても言うことを聞かない、法律を以て、刑事罰を以て臨んで、強制的に一つの道を歩かせようと言はるる態度をとられたこと、これは理解せんじやない、一応そう思います。そういうところもありますよ。私は口を開けば日教組の諸君に対して行過ぎを説いて参つておるものです。偏向があると思ひます。けれどもその偏向とか、その行過ぎとかいうことはあつても、極めて少いものであつて、大多数の教育者は私は大きな、平和な文化国家を民主的に作るうとするところの目的に向つて突進しておるものと思う。たま／＼それが共産主義の説くところと、或いは社会党の諸君の説くところと、ときには保守党と言はるる人々の説くところと一致する場合があるかも知らんけれども、これは不變の原理に基いた目標であつて、やがては國を超越したる世界連邦にまで漕ぎ付けなくちやならぬ。特にこの目的を遂げるために骨子となるものは憲法第九条に示すところの戦争放棄だと思ふ。殊に原子爆弾が現われ、水爆が現われて、原子兵器の戦いとなれば戦争によつて絶対に

破れます。もう考え直す余地がない、暴力中の暴力であります。キリストの言うように剣を以て戦ふものは剣を以て死ぬのです。共産党が革命によつて強引にパナダイスを実現しようとする、これを嫌つた自由主義の諸國がその暴力を嫌つて作つた原子兵器が自他共に亡はす結果を招来した。私はそういう意味から申しまして、この理想はどこまでも平和なる文化國家を作ることであり、而もそれは何千年來仏教でも、キリスト教でも、儒教でも、あらゆる哲人、聖者を通しての人間の悲願でありますから、これがそんなに今日言うて明日でできるものとは思はれないのであります。こういうところから、この目標を貫くために、普通の原理であるこの目標を掲げて如何に歩むべきかということをば闡明すること

が、教育を進め、そうして日本の新らしい憲法の精神に副うものだと、私はこゝう信じておる。であるからして、若し行過ぎがあり、過ちがあるとしたならば、これを改め、ひたむきに若人がこの理想に向つて突進する熱意をささないようにして頂くことが私は文相の責任じやないかと思ふ。果してかくのごとき法案を出されて高飛車に臨まれることが利益であるか不利益であるか、私はこれをここでみつしりと考へて頂きたいと思ふ。

何が行き過ぎであるかということば申して、文相の御意見を貰ひたい。今までの私のこの考え方について文相の御所見を伺います。

○國務大臣(大連茂雄君) 教育の中立性、これは御承知の通り基本法の規定してあるその内容を中立性という言葉を表わして、便宜さういふ言葉を使つておるといふことであります。この中立性ということ、これは今仰せられましたと同じように、私もとしましてまただ右にも左にも動かさずに、真中にまあ凝然として立竦んでおる、さういふことを考へておるわけではないので、本来が批判力の豊かな判断力のあつた必要ないわゆる良識ある公務員としての必要な政治的教育というところを養はせるといふことが目的でありますから、従つてその限りにおいては政治的教育が、活潑な教育が望ましい、自由な教育が、活潑な教育が望ましい、これは私もともさうに思うのであります。政治上の各種の主義思想、これもそれ／＼対象である児童生徒の発達段階に應じまして、これは非常に大切なことだと私は思ふ。児童の知能の発達する段階に即應じて慎重な用意を以てされなければならんけれども、併しな

が、人類社会において今まで現われておる政治上の主義、思想というものが、やはり子供に教へられ、子供がさういふ知識を持つていくことが、やはり批判力の基礎でありますから、その限りにおいては自由活潑な教育が行われなければならん、かように考へております。ただ、その場合において結局特定の政党の支持を、更に言葉を換へて言へば、特定の党派の勢力の伸張、若しくは特定政党の立場を推進する

と、こういう意圖を以て教育が行われなくてはならん、こういうふうには考へておるのであります。その場合に、その限界がどこにあるかということ、これは事実上なか／＼むすかしいものであるといふことは、私もさういふに思ひます。ただむすかしいからといつて、これは極めて重要な点でありますから、いやしくも教育を通じて特定の政党の勢力の伸張若しくはその党派の勢力を推進するといふ具に供せられ

て、そうしてこれを受けるところの子供が偏つた、偏見と申して語弊があれば、その将来の政治的生活若しくは思想の上において、子供の時にすでに方向づけられるといふ結果を生み出すといふことは、これは誠に恐るべきことであると思ふのであります。であるからして、その点をどうしても確保しなければならん、かように私は考へております。従つて教育者が自由な立場で、偏らざる立場で、この政治的な或いは思想的な教育をされることは、これは極めて望ましいのであつて、真中に立竦んでいて手も足も出ないという状態であつてはならんと思ふのであります。であるからして、このたびの法律案におきまして、このたびの教育活動そのものを直接対象として、これに刑罰を以て臨むというよう

なことは特に避けました。避けましたのは只今申上げるような意味においては、教育者のさういふ教育意欲というものを、これがために減殺するといふ結果があつてはならん、かように考へたからであります。ただこの法律の目的とするところは、さういふ、教育者が自主的に自分の良心、良識に従つて

と、これは人間でありますから、幾ら

特定の方向に持つて行こうとする働きかけがあるとするならば、この働きかけを抑へることが、いわゆる教育の自由、教育者の自由なる立場というものを擁護するゆゑんであると私は固く信じておるものであります。今松原さんのおつしやつたように、成るほど日本の学校教育における偏向といふものがどの程度のものであるか、これは実際はわかりません。或いはお話のように一部に現われておる現象に過ぎないかとも思はれるのであります。併しながらこれがその先生方のたま／＼持つておられる考え方というものが、自然にそこに移つて外部から見ても偏向であるといふふうに見えるという程度であれば、私はこれは要するに教育者の良識に待つて然るべきものである、これを一々そう神経質に騒ぎ立てなくてよいものじやないかと思ひます。併しな

が、これが外部から一定の計画的な、組織的な意圖を以てなされるところのいわゆる教唆、扇動によつてその結果がそこに現われておるとすれば、これは私は軽視すべきものではない、こゝういふふうには考へておるのであります。そこで私の考え方といひましては、決して教職員にこの法律によつて冷水を被せる、こういう考へ方は毛頭ないものであります。特例法におきまして、先生自身が比較的に政治的に中立な立場を保つておられるならば、その先生の良識によつて活潑なる政治教育をされることは私は差支えないと思ふ。その良識によつてやられることは、併し先生自身が非常に政争或いは政争の渦中に身を投ぜられて、勢い強い政治的立場を持つておるといふことになる

と、これは人間でありますから、幾ら

と、これは人間でありますから、幾ら

と、これは人間でありますから、幾ら

と、これは人間でありますから、幾ら

と、これは人間でありますから、幾ら

と、これは人間でありますから、幾ら

自分では公平に教育をするつもりでも、おのずからそこに党派的な傾向が現われて来る虞がある、であるからして先生のいわゆる個人的にも強い政治活動というものは、これはしても構わないことにする、それによつて先生が比較的政治には、これは無論自分としての政治がいい、どの政党が悪いというのを考えられることは当然でありますが、併しその政党の党勢拡張とか或いは政治的勢力の伸張、政策の推進というところに非常に熱狂される立場をやめてもらうことは、自然にそのなすところの教育の上において、御本人としては自由に教育をされても、おのずから罅を越えることのないような結果をもたらすであらう、これが特例法の趣旨であります。それから本人はそれでなくても、外から相当強い影響力、或いは支配力というものを及ぼして、計画的に、組織的に一党一派に偏した教育を行わせようとする動きがある、これは先生方に対して何らの萎縮を与えるものでもなければ冷水を被せるものでないことは勿論であります。むしろこういう影響力を排除することこそ、先生を教育者として自由な立場に解放するというところであります。これを阻止抑制するということは、これは教育に対する圧迫でもなければ教育者に対する権威でもない、むしろ教育者に対してそういう不当な支配、不当な圧迫が加えられるその圧迫を排除しようとするものでありますから、これは私どもから言つて、これは教育の解放であると思つておるのであります。ただ先生方に特例法の規定に従つて今度のまあ法律案が成立した場合に、先生方が選挙運動その他の政争の渦中に余り深入

りをされたいことにしてもらう。この点はそういう点が生じます。これはやはり教育者としてはそういう立場をとつて頂くことが教育というものを先生自身が虚心に自由に教育をされて、而もいわゆる中立性を侵犯するに至らない、いわゆる罅を越え、限界を越えることのないようになる基本であると思ふのであります。而もこれは必ずしも教育者だけではないのであります。一般の公務員の場合におきましても公務員自身が、役人なら役人というものが非常に深入りした自由党の闘士である、共産党のオルグであるということであれば、どうしてもその仕事の面に、公務の上においてそこに偏つた処理というものが現われて来る。これは人間であるから或る程度やむを得ないものである。でありますから普通の公務の場合においても、役人にはそういう強い政治的な活動は控えてもらふ、こういう立場であつて、教育の場合におきましても、かようなことをしなくとも済めば問題はないのであります。問題は無いのであります。今日とにかく偏向教育というものがあつて、認識に立つ限り、これはやむを得ない措置であると思つておられます。偏向教育というものが、これは極めて偶然にその先生が何ら政治的な考え方を持たず、ただ人間の思想、社会に現われた思潮としてそれを教えられるというものであれば、私はこれを強いて採上げなくてもいいと思ひます。併しながらいやくも特定の意図を持つてするさような偏向教育が行われておるといふことである限り、それが程度において、或いはその範囲において仮に少いものであつても私はこれは看過

すべき性質のものではない。教育を具として子供の将来を方向付け、又教育を具として特定政党の勢力を伸張せんとするがごとき事柄は、これは数が少くても父兄にとつてはかけがえのない大切な子供であります。少々のことぐらいいいはいじやないかと言つて済ませるべき性質のものではない。そういう意図を持つてなされる限り、それは数が少くても、ケースが少くてもこれは阻止しなげやならん。その意図でない、自然にそういう教育が行われたというものであるならば、私はそれは先生方の自衛自戒に待つ、良識の成熟に待つ。或いは先生方の勤務を見ておられる教育委員会あたりが注意をされる。或いは職務上の措置をとられる、そういうことで結構であらうと思ひます。併し特殊の意図を持つてなされる限りは、その偏向教育というものがどの程度に彌漫しているかという問題は仮に少いからよし、放つておいてもいいというものでは私はないと思ふ、かように思つております。

○松原一彦君 これはいろいろ問題が、ありますから、もう少し時間をかけて頂きたいのですが、文相のお考え方は大要都合のいい議論であつて、割切つたようでありませうけれども、これは非常にむずかしい。これは政党内から私は行かなくちやならん。文相はやはり吉田さんが言われる通りに二大政党を理想としておいでになりますか、これから一つ伺いたいと思ひますが、政党内二大政党であるべしというお考えでしょうか、或いはイタリヤやフランスのように多元的な異質の政党がたぐさんあつてもいいというお考えでしょうか、どちらでしょうか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は一体政党を二大政党でやつたほうがいいか或いは多元的な政党でやつたほうがいいかというところは、国民の政治的な考え方、つまり国民の持つておる政治思想が政党の形をとつて現われて来るのでありますから、だからしてそのときその場合においてきまる筋合ひのもので、必ず二大政党でなければならんとか、こうでなければならんとかいうことであるものではない、かように考えます。ただ望ましいことは国民の政治的な常識と言いますか、政治的な感覚というものが大體統一せられて、そして比較的進歩的な考えをする考え方の人々、それから割合に保守的な考えをする人々、こういうふうな大體統一せられて、そうしていわゆる政治の土俵といふものがそこできまれば、これは二大政党という形で政策が、政局が推移して行くといふことはこれは望ましい状態であらうと思ひます。併しながら国民の思想そのもの、国民の政治的な動きそのものが極めて多元的であり、場合によつて混乱も考えられるようなそういう特殊の時代において、これを無理やりに二大政党ということにする、これは私は技術的な問題じやなくて、政党というものは国民の政治的な思想の結局現われでありますから、その基本になつているところが大体においてあんまりひどい逸脱なしに、極端な考え方をする人が少くなつて、凡そ土俵がきまつて来れば、そういう安定した政治風潮というものがここに芽生えれば、その場合に二大政党というものは健全に発達するものである。そういう場合が私は望ましいと思ふ。

○松原一彦君 文相は大要そのような態度を以て御覧になつておるようですが、併し吉田さんは議会でつぎ二大政党が望ましい、社会党を育ててやるといふ言葉で言つておいでになる。又現に只今自由党の側では自由党を解党して選挙を待たないで、国民の批判を待たないで、国民が何と考へておるかというところを超越して今新党を作ろうとして現に急いでおいでになる。政進党も無理心中を仰せつけられかけておるのでありますから、私が部屋に帰つてみると私のいるところがなくなつていくかも知れませんけれども、そういうふうな今のお話は国民の政治的政策、主張によつて政党はおのずから生れる、これは私はそう解釈する。それならば日本の現状は多元的な異質の政党ができるのが本當だと思ふけれども、今文相のお考えの一党一派に偏らないところの教育と言われますが、若し保守政党のほかに政進、社会党が内閣を作つたとしたならば、更に共産党がここに政権を握つたとしたときに、一党に偏らないなどといったようなことは言われるものかどうか。私は自由党がリベリズムの立場から、まあいまだけれども社会党を育ててやるといつたようなふうには、まあが虫噛みつぶして言つてはおいでになるもの、私は社会主義の政党なんというものは、これは無産階級ができた結果発生したものであつて、育ててやらなくたつて生れる。而もこれは鬼子であつて成長したならば保守政党なんというものは食つてしまふ。親孝行なんてしやしません。であるからして、階級闘争を朝から晩までやつておる。そこで文相のお考えになつておるのはいくら

リズムの上に立つた一つの寛容な民主的な政治のあるときにおいてのみ言われることであるが、それにしましても私は若し政党的支配的なものの考え方、方法論を教育の上に何も表わさないような要請ができるものでしょうか、どうでしょうか、例えば文相は自由党の黨員即ちあなたなんですか。これを黨員でない高所大所から日本の教育を、事態を超越して一貫する平和な文化国家建設の大道の上にのみおくような文部大臣があり得るでしょうか、どうでしょうか。まあ申せば吉田内閣の第一次の文部大臣は御承知の通り、下条康磨氏、その次が高瀬太郎氏、ともに緑風会であります。これはまあ比較的中立の形を持たれた人でありまして、第三代目はこれは全然無所属の天野貞祐氏、ところがどうしてもそれじゃいけない。そういうような超越した文相ではいけなくなつた。一方では日教組も相当強くなつて来た。そこで岡野清義氏がそのあとを継がれた。これはもう立派な自由党の黨員であります。更にそれでもいけなくなつたので、藁の者であるあなたが出になつた。もう生ぬるいことを言つてもおられなくなつたのです。自由党で教育が方法論の上においても目的においても実現しなければならぬ。いしなかつたら承知しないぞ。まあ私は目標はどんなに言葉を飾られましても、これは共産党に對するところの反撃である。自由主義に對しては共産主義は容れられませんが、そこで事柄に寛容に、共産党が日本には合法政党として残つてはおりますもの、アメリカでは殆んど許されぬ。マッカーシーイズムはあらゆる面から共産党を

驅ろうとしている。恐らく文相も肚の底はそこにあるのじゃないですか。私は日本が共産党を合法政党としておつて、そうしてこの議論がこのような寛容な態度を押し通されるところに無理があるわけですか。それならば共産党だけは非法にしてしまわれるほうがよくはないでしょうか。私はそんなことを大膽に希望するのではないけれども論理上そうなつて来る。若し私が今政党的な在り方についてお聞きしているのですけれども、できれば、大達文相は、やはりアメリカの二大政党のようになりたいというお気持ちじゃないかと思う。同質の同系統、いわゆる昔の政友会、民政党です。そのほかの政党はない方がいいのです。イギリスとなるとはやや違ふ。これは労働党と保守党は全然異形の、異質の政党であります。が、どちらを御希望なのか知りませんが、同じ二大政党でも在り方が違ふ。日本の政をイギリスのような形に持つて行こうと言つてもこれは不可能であります。イギリスには極右もなければ極左もない。従つて政策は、保守党の政策は進歩的であり、労働党の政策は極めて穩健、漸進的でありますから、お互いに求心的に真中に寄つて来ているので、その境目がわからぬ。今あなたがたが保守の大同団結を策して新党を作ろうとしておいでになるが、改進黨の左の端は、これは資本主義を批判して協同主義の原理に則するということを謳つておる。そうしてこの若干の人々は、常にデンマークの協同主義をとり、スエーデンのあの社会福祉国家をば意識して、よほど自由党の諸君との考え方の上には差違がある。資本主義の系統の上には流れておつて

も、質においては違ふ。それをも一つにまとめてしまつて、保守の一つの下に固めるということは、やがて一方に社会党を一つに固める動きとなる。現に社会党はもう次の内閣を受取る気で用意しておられるように見えます。そのうなると日本の二大政党というものは、遠心的に離れまして、求心的に寄つて来ません。この政策は相容れざるものである。水炭相容れざるものとならざるを得ない。今土俵を作つて、そこで公正な闘いをやると言われますけれども、政友会や民政党時代、アメリカの共和党、民主党ならば、一土俵で争つて、右が勝とうと左が勝とうと、私は、政治の面には異変は起らんとするのです。イギリスでも起りません。政策は似たようなものでありますから、天変地異のようなことは無い。若しこの次の、現に今日か後に、或いは社会党以外の一切の革新勢力というものが一つになつて政局安定内閣を作り、汚職に明けて汚職に暮れるという国民不信時代に選挙したならば、私は国民はどう動くかわからぬ。動いた結果がこの一つの土俵の上に現われて闘いをしたときに、これは勝負がつくのです。ついたら戻つて来ませんですよ。革命ですよ。そのときにこの法律が役に立ちますか。この法律は私は空想だと思ふ。むしろそうじゃない。むしろデモクラシーの本義に則つて、文相が命をかけてマッカーシーの真似をなさらないで、もつと徳を以て説得して腹心を開いて教育の大道をこの一方的なものにして進める御意向があるに對しては先般も申した通りに、これを非とするものです。何となれば、自

分の考えだけを、イズムだけを絶対だと言ふのです。勝負の余地を見せない。それは神様以外にそんなものはない。我々は永久に生成発展、真理を求めて進もうとするのに、従つて我々のデモクラシーは相対的であります。よりよい意見を容れて行く、資本主義が決して今そのまゝの形で伸びておらん。アメリカでも社会資本主義とか、或いは社会自由経済とか言つて、資本主義の一つの方向を与えて行つて、資本主義の一つの方向を与えて行つて、いざとなればすぐ権力を以て、処罰を以て一方的に固めて行こうという……この寛容な無限の発展を民主的に築いて行こうという国の態度は、私はかようなせつちかなものであつては困ると思ふ。せつちかな点において文相のとられる今回の態度もせつちかだ、又行過ぎであるということをおから申上げた。と思ふのですが、教育者の一部が直ちに共産党のこのイズムに幻惑して明日にもパラダイスができるように考えることも又私は行過ぎだと思ふ。それは中国では蚤も蚊もおりますまい、泥棒もいますまい、失職者もおりますまい、それは日本の中にもあります。刑務所の中は失職者はない。同じ食物を食べているけれども思想の自由はない。死ぬほど苦しい。(須藤五郎君「違ふ、違ふ」と述べ)幾らパラダイスのように見えても、あの通り去年やつて来た多摩の全生園の癪の患者の君は、もう政府が家族一切養つてくれるに入つてみると実に今日はいい薬ができて、髪も毛も生えて、飯も食わしてくる、着る物も着せてくれる、高等学校までも作ろうとしている、今は中学校までです

が……。そして野郎もあればテニスもできる。熊本の蕨園のごときはオーケストラまである。それなのにどうしてもあそこにいるのがいやだ、我々に行動と生活の自由を与えよ、これがあの人々の要求であります。貧乏でさえなければ、それで人間の理想が遂げられるものではない。自由のないところにはおられやしない。私は民主的な自由主義を要求するが故に、今日お出しになつた態度にせつちかな、如何にも法律によつて片付けようと思はれることを遺憾に思ふのです。失う部分が非常に大きい。現に私のところに昨夕参つたところの、たくさん葉書の中から一枚抜き出してみると、実に良心的な手紙なんです。『私どもの良心に従い、教育の本質を見究め、父兄と共に子供たちの真の幸福を願ひつつ、国民の、指摘せられる誤る点は十分反省し、強く進んで参ります。けれども、この法案は刑罰を以て戦前のことき無気力な教師を作り上げ、無批判な子供を作り上げる虞れが実に多いように思われてなりません。我々はどこまでも反省もします。自贖もします。併し教育の本道を命をかけて進もうとする、この意欲を抑えないで頂きたい。』こう申して参つておる。与党の諸君も考へて頂きたい。これは現に皆さん御承知の通りに徳田君以下の人々をば殆んど非法法のごとく抑え付けられた結果どうなりましたか、皆地下にもぐつてしまつて、今日まで出て来ないでしよう。政府は手も足も出ない。共産党を非法法にしないゆえんのもの……共産党が地下にもぐつたならばどうにもならない。腕術はますます、熾烈になる、手を変え、品を変え、千変万化、

須藤君のようなおとなしい人は珍らしいのであります。(笑)私は本当に珍らしいと思う。須藤君はえらそうなことを言つたつてちつともえらくない、一向共産党的でない。(一方的解釈だな)と呼ぶ者あり)

私は批判することをやめますが、政治にゆがみを持たせないように、例えば、私はこの間も申しましたように、今教育者が一番失望をいたしておりますことは、あの新憲法で太陽の輝くように、世界の歴史にないところの人類の悲願を、戦争のなき平和と文化国家を作ろうとするその大目的に向つて行こうとする際に、何とかかとか名を付けてこまかしの軍隊を作つて行くという、あの態度なんです。ここにそれをまつとうな正直な者が一体黙つてみておられますか。(その通り)と呼ぶ者あり)如何にこまかしたところで、これは軍隊でないと云つたところで、大砲を引張り廻つておる。王様が大人たちにこまかされて裸で町を廻つた、子供がこれを王様は裸で歩いてゐるといつて笑つたという話があるが、大人はこまかせても子供はこまかせない。これは明らかに軍隊なんです。併しながら私は今の教育界の人々が平和がすぐにもできるよ様に考え、一方的に軍隊を持たなければ直ちに日本が平和になり、世界も又平和になるといふこの考え方は誤りだと思ふ。戦争は相対的なものであつて、一國だけではできない。一國だけが幾ら戦争をすまいと言つても襲つて来れば仕方がない。自衛は一つの生命の本能です。臉が眼を閉じるように本能であります。本能に従つて自己を守るといふ正当防衛はこれは当然の権利であります。戦争はせ

ん、最小限において自己を守るといふことはこれは当然前だ。それを否認して大いに理想を今眼前に現わそうとするところに教育者の短見があると私は思ふ。又先般も地方から来た便りの中に、学校の先生が父兄会に来てかういふことを言われた、我々は断じて戦争はさせん、我が教子には二度と戦争にはやらん、私は自分の子が兵隊に行く、戦争に行くというならば、足をぶち折つてもこれを戦場には送らんと、こつたつたというのです。するとそれを父兄は聞いておつて非常に腹を立てて、一本何を言う、祖国が亡びるといふときに一体何という態度だ、私は自分の子がびつこならば松葉杖をつかせてでも戦場に送ると言つてこゝで喧嘩になつた、これは見解の相違でありますが、戦争をやらない国を作り、教育をするといふことはいいけれども、我が子の足をぶち折つても戦場にやらんといふのは行過ぎなんです。我が子の人權を尊重しておらん。たとえ我が子でも足を折る権利は親にはない。私はそういう行過ぎを恐れる。方法論的行過ぎだと思ふ。中国に理想の天地ができていふ言つてえらい渴望をしてゐる。そうかも知れませんが、私もあの股汝耕夫人が体験してゐる話を聞いたのであります。股も奴もいませんし、犬も泥棒もいません。奸漢もおりません。突に見違へた天地になつておられます。それなのにせなあなたはお歸りになりましたかといふと、私はいいやです、私はやはり違つた着物を着た、違つた色のものを着たい、そしてもつとのびく／＼と自由に生きたいから歸つて来ました。それをこれが教育の理想であるといふので、直ちにもう

すぐ日記に書くところに私は行過ぎがある。ここにも無批判な追隨がある。今度できる政府がどういふ形において生れるか知りませんが、私は昔の保守党のごとき、或いは政友会、民政党のごときものが若しできるとしたならば、これはよほど戒心しなければならん。そして常に大目的を忘れない、政治にも批判を加へ得る教育者を持つことが、私は大きな長い眼で見て民族のために、世界のために必要だと思ふ。文相も熱意を傾け、命を賭けて恐らくこの法案を成立させようとしておいて、なつたかと思ふ。その目的は日本のためであり、世界平和のためである。若し誤つておつたならば改めになつてもよくはないか、私もこれからあとに結論が出ますから、それまでの間になお御説明を請うて、私の考え方が誤つておつたならば私も改めます。あつてゐることはないと思ふ。日本の教育の長き命のために使命を果す最高の方法をこゝで結論付けたのです。私が日教組の諸君に常に言つておること、は、その国の秩序を守れといふことです。その国の法に従つて行動する。校長がとめるのも聞かず、教育委員会が承認しないのに、学校の振替え授業を教員でやつて職場管理を行うごときは、これは行過ぎなんです。共産党になつた人間が何人かおられます。五、百何十人かおると言いますが、その人らははつきりしておる。行過ぎも何も受けるでしよう。(冗談言つちやいけません、そんなでたらめは言わんほうがいいです)と呼ぶ者あり)黨員には一つの指令がある。命令があつて動いておる。誰からも疑められはしませ

ん。党の掟によつて動いておる。五百何十人の人々はどこから、その指令は教員の組合を通して来るのもあろうが、通さないで来たほうが多いと思ふ。通さないで来たときにはこの法律には引かかれはしません。よほどお考えにならないければならぬ点があつて、長い将来をどうか一つ皆さんと共に考へて頂きたい。我が五十万の教育者、国の前途を、文化の進展を、そうして平和を築く使命を持つて、一番大切な次代の國民を育て上げようとするこの人々に、失望を与えない、この人々をば無気力な、無批判な、ただ月給をもらつて安穩に食つておればよいといふたような墮落した教育者にしないようにいたしたいために、私は深く憂うる余りに病氣を押して出て参つておる。切に御考慮を願つて、私の意見に対する文相の御所見を伺えれば仕合せであります。

但し、私はなお幾多の問題を残しておりますから、質問はなお継続するものとして、本日は時間過ぎておりますので、これで以て質問を終りたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 簡単に所見を申し上げます。先ず第一に、この文教というものが、政局を担当するところの政教の考え方から支配されることはないかどうかといふ意味の、これはお尋ねであつたと思ひます。これはやはり文教と言わず何と言わず、いやしくもそれが政治の一端である限り、政局を担当する政教の考え方によつて進められる。そしてそれが国会において国会を占めておればその考えによつて進められるものであると、こう考へております。文教といへども決してその例外

でなく、又それが政治である限り、全然他の政策、施策と別途に超越した存在ではあり得ないと私は思ひます。私は、私自身は自由主義を奉じておると自分では思つておるのであります。今日の基本法の八条に書いてある政治教育といふものは、やはり自由主義の見地に立つてできておるものと私は思ひます。これが侵されておる懸念がある。であるからして、これを守るための立法であります。この法律は、これは法律でありますから、或いは先ほど須藤君の言われましたように、共産党が政局を担当する場合には、都合の悪い法律は皆棄ててやる、こつたつたといひますが、それはその通りであると思ひます。それは政局を担当する政教が真に国家のためにかくなからざるべからず、こつたつたといふ信念に基く限り、それは私は当然であらうと思ふ。ところで、私は現在の政府として、この基本法に規定してある教育における一種の自由主義、これを守るべきであると考えるのであります。偏向教育が、殊に義務教育のような子供を相手にして行われる場合は、これは少くとも子供の自由を剝奪するものであります。私は、思慮分別のない、判断力のない子供に、而も子供といふものは先生に對してはこれを受取つて教わつてそれを本當にする立場で、いわゆる受入態勢ができておるのであります。先生の言ふことを一々批判する立場ではない。先生からものを教わろうとする立場であります。そして而もそれは批判力もなく、判断力もないこれらの児童生徒に對して一方的な教育を植へ付けるといふことは、素地を与へ、こつたつたといふ方を植へ付けるといふことは、私はこ

いうところの認定をして、そうして罪であるという断罪の請求権を持つ人々が、これが各市町村に置かれてある地方教育委員であるということを考えるときに、今日何でもいやなことは、あれは赤で片付けようとする傾向のある現在、如何に正しい人間がこの赤のレツテルによつて脅かされるか、教育者が骨抜きになるかということについては、深くお考えを願いたい。私は与党の諸君にも、緑風会の諸君にも是非お考え願いたい。それから、又この法案を阻止しようとするならば、私は日教組の場合においても、或いは社会党の場合においても、もつと秩序を重んじ儀礼を守つてそうして漸進的に熟慮して教育の大道を歩むように御指導頂くことをば熱望する。一方的に文相だけ決めてもこれは仕方がない。私はさよ

५०

○相馬助治君 議事進行について。それぞれ関連の質問もあると思いますが、只今の松原さんに対する答弁が、ついたところで、只今答弁があると思いますが、終つたところで昼食に入るようにしたいと思いますが……。

○理事(榎木亭弘君) ちよつとお諮りいたしますが、今日文部省から提出になりました資料で、ほんの一言だけ緒方局長から説明申上げたいと思いますから、時間をとりませんから、一言だけ……。

○政府委員(緒方信一君) 過毅の高田委員からの御要求によりまして、偏向教育に関する新聞記事を購写いたしましたものを資料として差出しましたので、手許に恐らく届いていることと思ひますが、これにつきまして一言申上

げまして、御了解を得ておきたい。

その一点は、前から申しておりました通り、文部省が先般、前に提出いたしました偏向教育に関する事例は、新聞記事そのままを提出したものでないものでありまして、新聞記事にありました事例につきまして更に調査をいたしまして、その一部につきまして提出をしたということが、第一点と、もう一つは、今日の資料は、これは偏向教育に關しましての記事はまだほかにもあつたと思いますが、私のほうの手許にありますものにつきまして本日差上げてあります。その点を御了承置き願いたいと思います。

○理事(堀本幸弘君) それでは午前中の会議はこれで休憩いたします。午後二時から御異議ございませぬか。

○委員(堀本幸弘君) それでは二時から開会いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(川村松助君) 委員会を再開いたします。

最初に参考人から意見を聴取する件についてお諮りいたします。朝鮮人学校問題について、東京都加藤教育長から、勤労青年教育振興法案について、東京都立高等学校主事会長の勝村満君及び都立新宿高等学校教諭金子勝史君からそれぞれ参考意見を聴取いたします。これに御異議ございませんか。

○委員(川村松助君) 御異議がないと認めましてさよう決定いたします。

朝鮮人学校問題について、加藤教育

長は三時以後事情がありますので、それまでの間御質疑を願いたいと思います。それでは加藤君から状況報告して下さい。

○参考人(加藤清一君) 私は東京都の教育長でございますが、今般都立朝鮮人学校のことに關しまして、皆様方にも大変御心配をおかけ申上げましたことを恐縮に存じております。実情をお聞かして頂く機会をお与え頂きまして、この際、今までの経緯を申上げて御了承を願いたいと存じますので、ましまして、御承知の通り、終戦までの間は同じく日本人として日本人の学校に皆入つておつたのでございまして、終戦によりまして相次ぐ混乱が来たのであります。最初は、終戦後は在日朝鮮人連盟という、これは北朝鮮の人たちで結成しておつたのでございまして、いわゆる朝連と申しております。これの私立の各種学校として運営されたのであります。出発したのでございまして、これには認可を受けましたものと認可を受けないものとでまち／＼であつたのでございまして、それが昭和二十三年の一月の二十四日文部省のほうからの通牒によりまして、御案内のようになつた日本にとどまる朝鮮人は一切日本の法律命令に従わなければならないということになつたものでございまして、各種学校としては設置を認められない、私立の小学校、中学校として設置する上にはこの通牒が参つたのでございまして、この通牒に従ひまして私立の小、中学校に設置するように変更命令を通達いたしましたのでございまして、ところが幾らその変更命令を通達いたしましたけれども、

でございまして、止むを得ず昭和二十三年の四月にそうした各種学校の閉鎖命令を通達いたしましたのでございまして、併し閉鎖命令を通達いたしまして、なおどうもこの命令に應じないものがございまして、それで昭和二十三年の五月に地方検察庁に告発いたしました。まだ正式な私立の小、中学校の設置の手續をとらないものは警視庁によつて逮捕留置されるようなことになつたのでございまして、その結果二十三年の五月から全部私立小学校、中学校として学校教育法によつて設置認可を受けるようなことになつて、それから私立の小学校、中学校として朝連の設置の下に來ておつたのでございまして、ところが昭和二十四年の九月の八日にいわゆる朝連が解散を命ぜられたのでございまして、

そこでその設置主体である朝連が解散を命ぜられたものでございまして、散ら、従つてこの学校も解散をせざるを得ないことになりましたのですが、国の方針といたしましては、これらの学校におります朝鮮人の子弟を日本の小学校、中学校で収容してやるようにと、こういうことがありましたので、東京都といたしましてこの扱いについてはいろいろ検討を遂げたのでございまして、いろいろな事情もございまして、取りあへずその当時ございまして、学校全部を一応都立といふことでやつて行こう、そのときの考え方といたしましては、その当時の設備の限度で朝鮮人の子弟を都立朝鮮人の学校で世話をして行く、それ以外の仮に希望する者があるといつたとしても、日本人の小学校、中学校でそれ以外は世話しよう、こういうことでその当時ありま

した施設の限度で暫定措置として都立として出発しよう、こういうことで出発いたしましたのでございまして、それでその出発に當りましては、事細かに朝鮮人学校としての取扱の要綱をきめまして、これに従つてやつて行くようにと、こういうことを通達いたしましたのでございまして、これは勿論時にやましましては、学校教育法を初めその他の教育の法律規則に従ふ範囲内においての通達をいたしましたのでございまして、ところがその後都立として経営いたして來ております上に、非常に運営の上に遺憾の点が多いのでございまして、幾たびか、いやしくも都立の学校なんだから、日本の学校教育法を初めその他の教育関係の法律規則に従わなければならないからといふことをたび／＼注意して参つたのでございまして、

とくこれを見直しまして、要するに我々は民族教育をやるのだ、そしてこの民族教育をやるについては、我々の希望する先生を使つてやらなければならない、教育長において任命する教員だけでは十分その効果を挙げることができないから、免許状が仮にない者でも一つ教壇に立つようにしろとか、或いは又この学校に入ります生徒の数なども仮に二百五十名の定員のところならば三百名、四百名も希望者があるのだから、これに應ずるところの教室を建てるといつたような、これは又後ほど申上げますが、あの人たちの考えに基く一方的な要求を繰返しやつて來ておりまして、教育の内容につきましても、甚だ面白からざる事象が頻発いたして参つたのでございまして、そこでこのままではやるといふことになりまし

と、いやしくも私もといつたしましては、都の公費を以てやるわけでございますから、その朝鮮人諸君の気持ちの通りにやりたいならば、あの人たちの金で私立の各種学校なり何なりでやつてくれればいいわけでありまして、いやしくも都立の小学校、中学校、高等学校としてやりますならば法律規則並びに教育委員会の規則の制約の下にやつて頂かなければ到底都立として認可することができないわけでございます、繰返し注意して参りましたのでございまして、今申上げましたように、殆んどそれが聞き入れられませんでした、一方的な考えに基いて絶えず繰返しその要望を達成するように陳情これ努めて來ておつたわけでございます。

昨年の十二月の八日の日でございますが、丁度昭和二十九年年度の予算の編成の關係もございしたので、特に今般朝鮮のPTAの幹部諸君に來てもう一遍一つ反省を言つてもらつて、本當にこちらは無理を言つておるのではありません。いやしくも都立の学校として認められる最小限度のものは認めてもらわなければならないといふことで話を始めたのでございまして、ところがなかなか話が捗りません、約三ヶ月かつたのでございまして、それで三月の二十日の日に漸く、後ほど申しますが、六つの事項について話し合ひをつけたのでございまして、これはなかなか聞いてくれなかつたのでありますけれども、ちよつと申遅れましたが、都議会が二月になつて開催されたのでございまして、議会のほうの意向といつたしましても、今までのようなああいふう

いて、教育委員会として慎重に検討を遂げたのでございますが、見通しをいたしましては、これだけ三カ月もかかっていろいろ説得したにかかわらず、今

のような状態ではこれに無虧ではな
ろうかという、こういうふうな意見も
出たのでございますけれども、併しな
がらもう一遍一つ東京都の教育委員会
としては、誠意を尽して反省を求めて

月の五日附で一つこちらの日本の学校教育法初め教育規則或いは又只今申した六項目の覚書その他教育委員会の指示に従うてくれるのかどうか、くれればいいが、若しこれによらぬとすれば

ば、これは都立としての閉鎖をせざるを得ないから閉鎖をする、それから又仮に一旦それじややると言うて、こちらの要求を呑んでくれましても、学校

を開いてやつた後の状態かとうしてもまだ今まで通りの行き方と變りがないというふうなことを認めたならば、又これは廢校にすることもある、こういう意味の通告を今月の九日の午後五

時を期限として出して、その回答を求めたのでございます。そういたしましたところ、九日の午後三時頃から代表者が参りまして、東京都の教育委員会
の指示通りに一切承諾するから、こう

私は参考に、口頭だけでは今までの関係から見ても十分だと思つたものでございいますから、文章で承諾書を出してもらふように要求いたしましたら、そ

の通り照日打つて参つたのでございますが、そういうことで一応私どもの要求を呑んだという形になつておるのでございます。一応呑んだものでございますから、我々といたしましては、一

つでけるだけ早く学校を開校させようというところで、去る十二日から開校するようにやつたのでございますが、現実問題といたしましてはどうか誠意が認められませんか。一昨土曜日の日も、今日も来ておるようでございますが、二、三の学校を除きまして殆んどその実が認められんよう、日本人の教員が皆吊し上げになりまして、一昨日などは女の先生が氣絶したしております。少しも誠意が認められんので、これは甚だ困つたものと思つておるわけでございますが、今私どもといたしましては、学校長を賛助してこの実施をできるだけ一つ厳正にやるように指示いたしております。ほかに、私どもの教育庁から職員を直接派遣いたしまして実情を調査させております。その結果今申しましたようなことで、甚だ遺憾の点がまだ引続き行われておるような次第でございます。

十分意を尽しませんでございましたが、以上のような関係でございます。要するに東京都の教育委員会として、要するにできるだけの方法を尽たしまして、一部非難もあえて受けて、何とか今日までの日韓の關係も起つてしまつて、できるだけのことはしてやりたい、こう思ひ三ヶ月以上に亘つて話合ひを進めて来たのでございますが、どうしても日本の諸法規に従つて、そして教育委員会の指示に従つてやろうというふうなことが見出だせませんでしたので、止むを得ず、都立の学校でございまして、都立として学校を進めることができない、こういう結論に達しまして、ああいう通牒を出したのでございます。私どもの考えといたしましては、あの人たちの言つておるよ

うな、いわゆる民族教育とか、朝鮮語による地理、歴史なんかを自由にやりたいというならば、それは何もそこまで禁止するのじやありませんので、私立の各種学校なり何なりを自分たちの経費を以てやつてくれればいいわけでございます。都立の学校として、あの人たちの言うような、勝手な教育をやらせるようなわけに行かぬのでございまして、このような措置に出でおるのでございます。言葉は尽しませんが、又御質問でもございすればお答えいたしたいと思います。

○須藤五郎君 少しお尋ねしたいと思ひますが、それに先立ちまして、只今の教育長から都の態度に関しまして伺つたわけでございますが、この議場には朝鮮人を代表するかたも傍聴席に見えておると思ひますので、一方面的意見を聞いて、私たちがものを判断することは危険だと思ひますので、朝鮮人代表の意見も、この委員会で機会を与えて下されば大変幸いだと思いますが、そのことを先ず一応お諮り願ひます。

○委員長(川村松助君) 只今須藤君から、傍聴に来ておる朝鮮人の意見を聞いてはどうか、こういう御発言がありました。どう取計らいますか。
○鈴木亨弘君 昨日の理事会で、特に須藤君から東京都の教育長を呼んでもらいたい、こういうので、非常に今日は日程がまだたくさん残つておりますが、特に教育長を呼んでもらつたのでありますから、今日傍聴人から発言を許すということは差控えて頂きたいと思ひます。
○委員長(川村松助君) 只今の鈴木君から、今日の状況では他にまだ審議す

る法案もありますので、控えてもらいたい、こういう御意見であります。
○長谷部ひる君 私はやはりお話は両方から聞かなければ、正しい判断ができませんと思ひますから、いろ／＼御用がおありになると思ひますけれども、やはり傍聴人側からも御発言頂くのが本當じやないかと思ひますのでございします。

○鈴木亨弘君 今まで運営をやつていますのに、私どもは今日のこの日程を理事会で進行するようにきめて、それでやつておるので、若しあなたのほうでそういう意向があれば、当然そういうことも含めて、昨日お話願うべきだつたと思う。今日委員会が始まつて、その進行中に、何も話合ひをしないので、ぼつとそういう発言の問題なんか出されるのは、進行の上から言つても面白くない。

○須藤五郎君 私は教育長の話を聞いて、そして教育長が非常に公平な立場で話を下さるのならば、私は強いて朝鮮の代表の意見を聞く必要はないと思ひましたから、そういうふうに取り計らわなかつたわけなのであります。が、只今教育長の話を聞いておりますと、私たちが耳にしておるのと非常な違いです。一方面的な立場でものを話していらつしやるような感じがいたします。で、この際朝鮮人の代表のかたからむしろ聞いて、我々の委員会として公正な判断をしたいと思ひますので、只今私は要望を出したわけです。

○高田なほ子君 私この問題はなかなかいろ／＼伺つてみると、非常にむづかしい問題のように伺つてゐるので、す。伺えば加藤さんは三時までで、あとは所用のためにお出かけになるとい

う話、それで私の本来の気持としては、やはりむづかしい問題であればあるほど、慎重にやはり物事を取扱うというところが望ましいことだと思ひます。今日実はちよつと朝鮮人の代表のかたにお目にかかりました際、できればこの席で発言をさしてもらいたい、こんなようなお話をございまして、二、三私も御努力を願うように個人的にお頼みしたわけでございしますが、時間も短いことでもあるしするから、又機会というものも別にあると思うから、今日は十分質問の形にでもされたらどうかというお話もございまして、私のほうとしては荒木さんや岡さん

に、この問題について、今日朝鮮人のかたに代表として御発言をして頂くという事は、何らお諮りしてありませんので、私としてはやはり皆さんに御相談をしてから又発言しなければなりません。今日は私としてはこういう資料も頂戴しているわけですが、皆さんのところにこういう資料が廻つておるかどうかわかりませんが、この問題について二、三質問をさして頂きたい。今日の順序としては、そんなふうにして頂きたいと思ひますが、如何でしょうか。荒木先生。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて。
○委員長(川村松助君) 速記始めて。
○須藤五郎君 これは先日東京都の教育委員会と、朝鮮の代表のかたとの会見の席上、私もその席に参列をいたしました。私のみではなく、社会党の衆議院の代議士のかたも三名ほど同席をして、この最後の会議を見ておつたわ

けであります。その席上朝鮮の人たちが、再涙ともに下つて、そして東京都の示した六項目というものを呑んだわけですね。そのときの教育委員長の話によりまして、今後は誠心誠意を以てこの問題の解決に當らうということをはつきり言つてらつしやるのです。そして朝鮮の人たちはいろんな立場から不満が一ぱいあつて、そして恐らくあの代表たちは、この六項目を呑んだことによつて、朝鮮のPTAの人たちから、或いは吊し上げに會うか非常な反響に會うかわからないような状態でありながら、代表者諸君は事を円満に妥結するために、これを呑んで帰つたわけですね。それは一に、教育委員長の誠意を以て解決に當るといふその言葉を信じて、この六項目を呑んで行つたわけですね。ところが今日、四月九日附を以て出されたところの東京都の教育委員会の細目を見ますと、これはそのときの空気が察知することのできない非常な苛酷な、一方面的通告だといふふうに私たちその席上立合つた者には感じられるような種類のものなんです。一番今問題になつておる点は、本年度の入学希望者というものは、手続はもう一応終了した者が、中学におきまして五百五十名あるのです。それから高等学校におきましては二百六十名あるわけなんです。ところがこの通告を見ますと、東京都は五百五十名の児童に対して二百五十名を収容するが、あと三百名は収容しない、自然増を認めないということを出しているわけですね。それから高等学校におきましては二百六十名に對しまして二百名しか採用しない、入れないといふことを言つて来ているわけですね。

この点が非常に私は東京都の教育委員会の態度は非紳士的だと思うのです。あの日の空気が察知するならば、このいうことは当然好意を持つて誠心誠意解決して何ら問題を起さないはずの問題であるにかかわらず、こういうことを今更取出して、円満妥結に向おうとする途上にあるこの問題を東京都自身が好んで事を構えて紛糾させておるといふふうには私たちがとれないわけなんです。どうしてこういうふうに見方をしほめるのか、どこに根拠があるのか、その点を先ず最初に私は伺いたいと思う。

○参考人(加藤清一君) 只今の御質問の件でございますが、一応御尤ものように聞かれますのでございますけれども、御承知の通り、この朝鮮人に対しては、小学校、中学校といえどもこれは義務教育ではございません。従いまして、先ほども私が申しましたように、都立の学校として発足いたしましたときは、その当時の施設の限度で都立の朝鮮人小学校、中学校、高等学校を出発するのであつて、それ以上のものは日本人の学校でお世話を申す、こういう建前であつてお世話を申す、而もこの今おつしやつた中学校の五百五十名、成るほどその志望者がその通り五百五十名あるようでございますが、これは私どものほうから認めておるものではないのでございませう。それは向うの人たちが勝手に五百五十名入れてやるといふことを言つておるようでございまして、私も二百五十名といふことで来ておるわけでありませう。高等学校におきましてもその通りでございます。御承知の日本人の高等学校

校だつて、日比谷の高校その他の学校でも二倍、三倍の希望者がありますけれども、二百名なり二百五十名なりの定員で抑えておるわけでありませう。而も高等学校におきましては、東京都内の生徒ばかりではなく、全国から集めております。それで私、これは申遅れましたが、大体教育の目標というものは、我々は朝鮮民主主義共和国を守護防衛し、在日朝鮮人青少年を祖国に忠誠なる子弟に育成すると、こういうことを教育目標に掲げて、それから御承知の金日成の写真を各教場に掲げております。日本のいろ／＼な、例えば天皇の御誕生日とかその他の祝日は全然休みませんで、彼らは授業をやつております。而も北朝鮮関係の祝日には授業を故意に休んでやつておるの

と云うのでありますが、これは私どものほうに達していないので、向うの人たちが勝手に入れてやるということをやつておるのであります。そういうことを一々取上げて、この増に従い校舍を建てたり教員を増員するというわけには行かないのであります。

○須藤五郎君 今も教育長は、設備の限度で朝鮮人学校を認めたということをやつていらつしやいます、私たちが聞くと、設備は十分あるということ

○須藤五郎君 いろいろなことを言いますが、その態度が私はやはり問題ではないかと思うのです。我々は朝鮮人に対して賠償的な立場に立たなくてはならないと思つて、戦前四十年間朝鮮を殖民地として日本は搾取して、朝鮮人をひどい目に会わして来たではないですか。而も、戦時中は朝鮮人を日本の戦力のためにこき使つて、随分朝鮮人の人たちに迷惑をかけておるわけです。その立場から、日本人は朝鮮人に対しては本

係にございまして、私どもといひましては、できるだけその施設のある限りにおきましては入れてやりたいと思つております。又今日まで幾らかずつ認めてやつて来ておりますが、どうしてもこういう教育の内容をやつておるものに施設を拡充して、而も都費を注いでやるというわけにはこれは行かぬのでございまして、而もここで入れてやらなければ就学の機会がないといふものではないのでございまして、朝鮮人の小学校、中学校としてはこれだけでありませうけれども、その他は日本の小学校、中学校に入つておる。もうすでに御承知の南鮮の連中というものは、皆日本の小学校、中学校に入つておるわけなのでございませう。でありますから、中学校の五百五十名、高等学校の二百六十名、これは希望者があ

るというのでありますが、これは私どものほうに達していないので、向うの人たちが勝手に入れてやるということをやつておるのであります。そういうことを一々取上げて、この増に従い校舍を建てたり教員を増員するというわけには行かないのであります。

それからもう一点は、只今民族教育の問題で思想教育云々されましたが、私は東京都のとられた態度は、政禁法といひますか、この政禁法に先んじて東京都が先ず打つた手だと思つておりますが、今日まだ教員の政治活動、教育の中立性を守らなくちやならんといふような法案は国会で審議の過程にあつて、まだ国法として定まつていない。〔定まつてゐるよ〕教育基本法はどうしたと云ふ者あり、教育基本法とは違ひます。教育基本法は精神で言つておるのではない。

それから、あなたはしてやる／＼といふようなことを言いますが、その態度が私はやはり問題ではないかと思うのです。我々は朝鮮人に対して賠償的な立場に立たなくてはならないと思つて、戦前四十年間朝鮮を殖民地として日本は搾取して、朝鮮人をひどい目に会わして来たではないですか。而も、戦時中は朝鮮人を日本の戦力のためにこき使つて、随分朝鮮人の人たちに迷惑をかけておるわけです。その立場から、日本人は朝鮮人に対しては本

私には東京都を攻撃するために今言つておるのではないのです。東京都と朝鮮人との間に円満妥結の点を発見して、そうして円満に行つてもらいたいという立場から私は話しておるのです。それから、そういう気持ちで聞いてもらいたい。設備の問題はそれで明らかにこれは解決すると思つておるのです。それから費用はこれまで東京都は年額八千万ですか……

○参考人(加藤清一君) 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万であります。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

○須藤五郎君 八千五百万でございます。これは日本人の教師の人事費に過ぎないのです。あの費用は朝鮮人のPTAからたくさん金を、約これと等しい金を朝鮮人PTAが献金をして皆費用に充てておるので、この八千五

す。それは私が曾ってブラジルに参りましたときに、ブラジルに在住の日本人の学校が日本語の教育、日本人教育をやるのがブラジルの政府で問題になつたことがあります。それはブラジルの二世です。二世のブラジル人が日本語の教育を受けることはけしからんということやブラジルの新聞でじやんじやんやられていたときに丁度私は行つたのです。日本人としてブラジルにいた以上、たとえ二世といえどもやはりいつかは本國に帰るときもあるのだし、又日本の歴史を忘れてはならないのだ。日本語の教育をやるべきが当然だ。私はそういうふうに考えたわけでありましたが、今日朝鮮の人たちが日本において置かれていた立場は、丁度ブラジルにおける日本の立場、又それよりもつと強いものだと私は考えるわけです。ですからそういうことをよく考慮してこの問題を解決しなかつたならば、いつまでたつても円満妥結の点は発見できないのではないかと私は心配する余り、教育長に意見を伺つてゐるわけです。

○参考人(加藤清一君) 只今の御質問のうち、先ず財政の關係でございまして、それに関連してちよつと申し上げますと、生徒は小学校は十二校でございまして約三千名近くおります。それから中学校は一校でございまして千三百人くらいでございまして、高等学校は一校で六百五十名くらいおります。教員は日本人の教員は百八名、朝鮮人の教員は百六名でございまして、只今のお話でその東京都の経費八千五百万円は日本人の教員だけで、朝鮮人の教員というものは向うの人たちが持つておるといふようなお話でございまして、

たが、決してそうじやございませんで、日本人の教員の百八名の俸給も、それから朝鮮人の教員の百六名の俸給も八千五百万円で賄つておるわけでございます。それから朝鮮人教員の待遇が日本人の教員に比べて悪いようにおつしやつたのですが、ちよつと御調査がお間違ひになつたのじやないかと思ひます。むしろ私のほうといたしましては、朝鮮人の教員は日本人の教員よりも幾らか年度末の手当などは余計に見てやつておるような關係でございまして、悪いといふようなことはございませんで、もう一遍何でしたら御調べ願ひたいと思つてございませう。

○須藤五郎君 私がつき述べました

設備の点の答弁がまだないようですが、設備が十分にあるならばその設備の許す範囲において児童を増すということは差支えないという点と、朝鮮の先生の給料と日本の先生の給料と同じであり、むしろ朝鮮の先生の給料のほうがいいといふことは、これは私が聞いておるのと非常な違ひがあります。日本人の給料は一万何千円ベースですが、朝鮮の先生の給料といふものは七、八千円に過ぎないといふことを私は実は耳にしておるわけなんです、この点におきましては大きな食ひ違ひがありますので、こういう点は後日朝鮮の代表者をお呼び願つて確かめて頂きたい。それでないと食ひ違ひを確かめることができないという点、この点はお願ひしておきます。

それから入学者の決定について次の通りとする。イ、東京都内に外人登録した年齢相当者であること、というこゝとなつておりますが、朝鮮の人で日本人と結婚してゐる人があります。この人たちは外人登録をこれまでやつてない、そのためにこの条項に合致せずして入学を拒否されておるといふことを私もは聞いておる。これは間違ひならばもう一遍朝鮮の代表のかたに直接私はこの意見を聞かなくちやなりません、私はそういうふう聞いておる。

しに、むしろ設備の許す範囲において東京都が責任を持つて朝鮮の児童を入学させて、そして東京都の費用で教育をする、これがせめて我々日本が過去においてなしたところの罪惡に対する贖罪の行為ではないか、私はそういうふう考えるのでありますが、如何でございませうか。

○参考人(加藤清一君) 只今の御質問でございまして、先ず設備の件でございまして、これは只今お話のございまして、小学校につきましては設備があまり限度で、而も予算の許す限りにおいてはできるだけ入れてやるようにといふことをいたしております。ただ中学校は五百五十名を入れる実は教室がないのであります。今御指摘の点は向うの人たちの建てた学校の寄宿舎を改裝して、そしてそれを教室に当てがつて、そして又教員は自分のほうで雇うからと、こういうので、一応表面的に聞きますと、背ける点もあるものでありますけれども、今日までは先ほど申しましたように、こちらから示す定員というものを無視いたしまして、相当多数の人たちを入れておるわけでございます。現在も非常に窮乏な、一学級に百数十名なんかも入つておる教室がございまして、それは都立の学校といたしましてはこういうふうな不正常な状況に置かれています。これは都立の学校でやります以上は、それらしい教育をしてやりますためには相当程度定員を抑えてやらなければ、あの人たちのためにもならないわけでありまして、それで設備の収容人員を増加するといふことについても考えられるのでありますけれども、今までの実績を

考えるときに、どうも又一旦それをよろしいといふことになりまして、すぐ教室を建てる、教員を増加しろといふことが引續いて出て来るわけなんです。でありますから増員のことにつきましては、この間の話合ひで暫く現在のこちらで示しておる定員で出発してみ、そしてこの間の協定をいたしましたその線を忠実に守つてくれれば、増員については考えられるといふことを言つておるのでございます。それから又教育内容が今までのようなことはやるかやらんかわからないのに、又増員をやるということになりますと、却つて迷惑を多くするようなことになつてございまして、だから一応この線で定員のところで定める、定員のところで定めるのは、今申しましたような更に五百人になつたらわんざわんざの学校の状況になりまして、授業などに相当大きな支障があると考えるのでございまして、でありますから一応これで抑えてみる。高等学校に至りましては同様なことでございまして、希望者が五百人あれば五百人入れなければならぬといふ問題のものでもございまして、二百名でとどめて行かなければならぬ關係がありますので、制約をしななければならぬので、二百五十名あるから全部入れなければならぬといふ筋のものではないのでございまして、設備の件はそういうことでございまして。

教員の待遇の件ですが、これは同じ普通の教諭ならば教諭として取扱ひをいたしておりますが、多くの人は専任講師、時間講師の人が多いのでございまして、これはやはり専任講師、

時間講師の普通並の給与をやつております。時間講師を普通の教員と同じように一万数千円出せと言つても無理でございまして、やはり資格なり担当の時間等の関係から考察されておりました、日本人の時間講師あたりと同じ、専任講師あたりと同じ、先ほど申しました年末賞与等におきましては、幾らか余計出してやつておるようなこととございまして、決して悪いところはございせん。同じ条件のものは少くとも同じ条件ということとございまして。

○須藤五郎君 それでは、今度の御返事を聞いておきますと、将来定員増加は認めるといふ建前ですね。それから設備があればそれは認めてもいい、それから東京都の予算は八千五百万円以上増やせないが、若しも朝鮮人の人たちが費用を負担するならば増員を認めてもいいと、こういう御意見ですか。

○参考人(加藤清一君) いや決してそうじやございせん。私の申しましたのは、ともかくこの定員通りに充足しまして、そしてその運営の状況を見た上で、うまく行つておる姿をここに看取いたしますれば一つ考慮してみようと、考慮しようと言ひましても、それは必ず増員を認めるということじや決してございせん。そのときに一つよく検討を遂げてみよう、それまでの間はこれは問題にならないと、こういう意味合ひでございまして。

○須藤五郎君 それではこの間教育委員長が言つた、話合つて誠心誠意を以てこれを解決しようと言つた言葉は何を意味するのですか。

○参考人(加藤清一君) 只今のことも含まれております。将来この運営の仕方に適正であるということが認められ

たならば、増員のことなども一つ考えてみよう、こういう意味も含めております。

○須藤五郎君 増員のことを考えてみようという中には、設備もつと都府の費用で学校を建て増してそうしてやろうということなんですか。今の設備の中で増員を認めようということなんですか、どういふことなんですか。

○参考人(加藤清一君) これは今あらかじめ私からどういふことかは言へませんが、ともかくまあ出発して、やり方を見たと一つ考慮をして、まあ設備の点もありましようが、増員の点も一つ考えてみようといふことで、必ずそれは実現するといふ約束ではございせん。

○須藤五郎君 それでは誠心誠意を以て事に當らう、解決しようといふことに何ら触れないと思ふのです。誠心誠意事を解決するように努力する、言つたことは、それはもつと建設的な意図にとれるわけですか。あなたのは、今何にも約束できないといふのだ。それじや誠心誠意を以て解決しようといふうな口はばつたことなんか言へないじやないですか。誠心誠意を以て解決しようと言つたから、朝鮮人の人たちは納得しながら涙を流して帰つたわけですか。ですからそういうことを言つた以上は、約束は履行するのが当然なことだと思ふ。だから誠心誠意を以て教育長とこの問題を円満妥結するよう

に、誠心誠意を以て、もつと建設的な意図を以てこの解決に當つて行かなければ何も約束はできません。そういう態度では誠心誠意といふ言葉が何の役にも立たない。誠心誠意といふ言葉は朝鮮人の人たちに一ぱい食らわした

ということになるのじやないか、どうですか。

○参考人(加藤清一君) まあ御意見として承つておきますが、その委員長が言つた言葉は、私の申しました意味合ひのものでございまして。

○須藤五郎君 これ以上はやはり朝鮮の人を参考人として呼んで、そして私たちは話を聞く以外にこの問題は追及することは無駄だと思ふのです。ですから後日朝鮮の人をこの席上に呼んで頂いて、そしてこの問題を解決するよう努力したいと思ふのです。これは後日に保留しておきます。

○田中啓一君 只今伺つておりますと、小学校約三千人、中学校千人、高等学校はちよつと人数を聞き洩しました、合計五千人足らずのものだと思ひます。まあ学校の数は十四ございしますが、そこで先生が合計二百四十人い

らつしやるようであります。そしてこれもはつきりまだ伺つておりませんが、どうやらただ学校の先生の俸給だけを支払つておられるようにも伺へたのであります。八千五百万円といふものを二百四十で割つて見ますと、一人の俸給は一年間に約四十万越す、こういうことになりまして、普通の日本の小中学校よりは遙かに高いベースになるのじやないかとこう思ふのであります。何か特殊の事情がありますか。先ずこれを第一に伺ひます。

○参考人(加藤清一君) 経費の八千五百万円は日本人の教員百八名、朝鮮人の教員百六名の人事費のほかいろいろの設備費も入つております。

○田中啓一君 私も多分そうであらうかと思つておりました。これは都立

の小中学校、まあ高等学校がございしますが、学校でございまして、私は都立の学校で、而も東京郡民の税金を以て作つておられる学校であります。そこで一休教育基本法にも学校教育法にも準拠しないところの教育が行われておるといふことは、只今伺ひまして、私は困会としても看過すべからざる問題は困会であると思ひます。むしろそういう状態であれば、私は都立の学校として学校を閉鎖するべきじやないか。又ここに幸ひにして初中教育局長がおいでになります。かような法令違反の学校といふものをそのまま一体これを認めておられるおつもりでありますか。尤もこれは指揮命令権が例によつてあるのかないのか、その辺は私まだとくと調べておりませんが、何とも申上げられませんが、少くとも意見を

おつしやることのできるであらうとこ

う私は思ふのであります。

で、須藤君は、只今日本は戦前並びに戦争中朝鮮に対して罪惡を犯した、よつてその罪を償ふのにこれぐらゐのことをするのは当然じやないか、こういう御意見でありましたが、私は日本に對しに日本国民が朝鮮人に対して罪惡を犯したとは毫も思つておりません。それは須藤君の非常な独断的な、一方的な意見であると、かように思ふのであります。従つて何も私は、朝鮮人であつしやるそうでありまして、私に、私は国籍の点なども実は余り明らかにしておらなかつたのであります。が、それは朝鮮へお帰りになつて朝鮮国のお役に立つような人間をお作りになりたひのは、これは又御尤もだと思ふのです。その点について將來も私は異議はありません。今日独立をせられ

ました以上、私はその國民にふさわしい教育をなさることが当然であらう。それは自分でおやりになるべきだと思ふ。代りに何も日本がやつて、罪惡の償いにしなければならん、このような考えは私は甚だ解するに苦しむと考へるのであります。私もはまさに正反對の意見であります。でありますから、これは意見に耳をしますから、御答弁がないのが当然であります。が、どうぞかような一休都立の学校があつて然るべきものか、或いはなかるべきものであるか、これは教育長並びに教育局長から御答弁を煩わしたいと思ひます。

○参考人(加藤清一君) 只今の御意見でございまして、御尤もでございまして、今日までの朝鮮人学校の運営についての正しからざる点については、私も甚だ申訳ないと思つております。御叱正を受けるのもこれは当然のことだと思つております。併しまあ我々といひましては、先ほど来たばい、申上げますように、何とか一つ都立の学校として経営してやりたいという親心と申しますか、こういうふうな誠意を持つて、精一ぱいいろいろ陰になり日向になりして今日までやつて来たわけ

でございまして。ところがいろいろやれば、少しはこれらの誠意を受けて何とか改めて来るべきものと期待しておるのですけれども、その裏が上りませんでしたので、先般止むを得ず今御指摘になつたような、こういう姿において

は都立の学校としては断固認めるわけにいかないと私も確信いたしております。ですから、一つ今まで通り

ならば廢校に付する、こういうことを通達し、本當にこちらの言う通りにな

るならば引續いて開校してもいいかと、こういう意味のことを言つてやつたところが、全部教育委員会の指示に従う、こういう申入れがありましたので開校の運びに至つたのであります。けれども、今日の状況はまだ甚だ遺憾なのでございますので、先ほどおつしやつた御意見もございまして、私どもも同様に考へておりまして、これは都立として許すべきものは許さなければなりません、許すべからざるものは断固許すべからざるものと、こういう確信を持っております。

○政府委員(緒方信一君) 朝鮮人学校の問題につきましても文部省の見解をお尋ねでございましたが、全国的な実情に若干触れまして見解を申し上げたいと思ひます。

今日までの経過、並びに朝鮮人学校におきまして行われております教育の実情、或いは学校管理の状況等につきましては、先ほど加藤教育長から幾々説明がございましたあの通りだと承知いたしております。つまり教育内容におきましても、教育基本法はもとより、学校教育法等に準拠しない、先ほどお話のありましたように北鮮人民共和国でありますか、その一方的な共和国のための教育というものが行われているということは実情であるようにございます。なお又管理の問題につきましても、教育委員会、又学校長の管理運営が事実上できない、それが非常に阻害されておる状況にあるように存じておる次第であります。朝鮮人学校はまあお見えになりますのは、朝鮮人だけを集团的に教育されておる学校でございしますが、これは大体全国に独立校といたしましてはこれは東京だけでこ

ざいます、十四校でございます。そのほか分校といたしまして、これは東京以外にも神奈川、愛知、大阪、岡山等に二十校ほどございます。なお独立校、分校じやなく特設学校、朝鮮人だけの学級を設けられておる所も相当ございまして、集团的に朝鮮人だけが教育を受けているという実情は非常なることでございますが、その児童生徒数は約一万六千くらい、正確な数ではございせんが、それはだれと承知いたしております。そのほか、大休御承知のように在留朝鮮人の数は六十万ほどと推定されるのであります。その子弟を約十万と見ましても、十万の子の一万数千ががやうな集団教育を受けているのであります、そのほかの子弟はこれは一般の日本の学校に就学いたしまして、平穩に日本人の子弟と机を並べて勉強しているのが実情であります。これらのことから申しまして、集団教育としてこれを強く要望されております面は、先ほどもお話がありましたが、北鮮系の一部の人たちの強い要望のようでございまして、その教育内容につきましても非常な端激な教育が行われておるやうな実情に伺つておるのでございます。これに対する文部省としての見解でございますが、私どもは先ほどお話がありましたが、今日朝鮮人に對しましては、朝鮮人は外国人でございまして、外国人同様取扱を公平にいたしたい。と申しますことは、日本といたしましては、子弟の義務教育に關しましては、日本の法令による就学の義務又は権利の關係は生じないものと考へておりま

す。併しながら従来からの朝鮮との關係から考へましても、並通の外国人と若干取扱を變えておりまして、即ち公立の義務教育学校に入学を希望いたします児童生徒、子弟につきましては、これが日本の法律命令に従ひまして、秩序ある態度で教育を受けるというところであります。ならば、この義務教育諸学校に受入れて、日本人と同様に教育の機会を与えて行きたい、かやうな考え方でおる次第でございまして、この方針に基きまして、今日まで各都道府県に對しまして、教育委員会に對しても、指導助言を行なつて参つておる次第でございまして、かやうな観点からいたしまして、このたび東京都の教育委員会におきまして、従来行われておりました朝鮮人学校の教育内容の改善、その管理の適正につきまして非常な御苦心になつておられます点につきましては、私どももまさにかくあるべきものだと思つております。六項目につきまして、朝鮮人側という／＼お話し合ひの末、いろいろ御苦心になつておるやうであります。是非とも六項目に要求されておられますやうな適正な内容の教育が行われ、或いは学校の管理運営が適正に行われますことを私も希望して止まない次第であります。文部省といたしましての見解につきましては、一応お話し上げました。

○高田なほ子君 一点、二点お尋ねしたいと思ひます。須藤さんのお伺ひしたこの中で、また了解がつかかぬものがあります、私は基本的な考え方といたしましては、教育問題そのものについて民族的な劣等感や、又特別な優越感を持つて事に処すべきではない、という考え方を常に主張しておる者の一人として、先ほど加藤教育長からの御報告によりまして、日本人教師が吊し上げに會つてゐるやうなやうなちよつと御発言がありまして、この点非常に私は日韓の民族的な、民族的感情の上に何か暗い影を投げるのではないかと、このことを非常に憂へてゐるわけでありまして、それらの問題が解決する過程ではいろいろなトラブルも起るでございまいしょう。どうか一つこの問題が不幸な民族的な感情のわだかまりの上にこんながらならないやうに、このことを私は強く希望するわけでございます。先ずさういふ観点からお伺ひいたしますと、非常に、日本人の場合も同じですが、国内において小中学校とも本年度は自然増がいずれも多いわけでございます。この場合朝鮮人のほうも当然この自然増のためにこ

ういうトラブルが激化しているのではないかと、このことを考へるわけでございますが、この点について六項目の項目も示されて、今後とも運営の面については話合つて行こうというやうなお約束をされたと承つておりますが、この自然増の問題とその解決策としてトラブルを従らに起すというのではなく、今後とも話合を進めて行かれるという態度をお持ちでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○参事(加藤清一君) 只今の御質問の件でございまして、この生徒児童の増加の件は、これは私のほうでは前以てずつと定員というものが向うに示してございまして、而も又その定員の限度でやつて行くのだということも、かね／＼よく承知いたしておるわけでございます。然るにこの五百数十名なり二百数十名なりの者が希望してゐるからこれだけの者を入れろ、こういうことなんでございまして、これではもうかね／＼の私どもの指示なんか何ら顧慮されてないやうなふうな考へられるのでございまして、でありますから、私どもといたしましては、さつきも申しましたやうに、定員の限度でもかく今度は出発いたしまして、運営にして本場に適正な行き方をしてみますれば、まあ一つそのときは相談をしてできるだけのこをしようじやないか、こういう話し合ひをしておりまして、この点は了解事項にも書いてあるのであります。ちよつと謹みますと、(覚書)の原則及び細目が忠実に実行されてゐると認められたときは、児童増に伴う措置についてはできる限りの努力をする。大体このやうな覚書になつておられますので、初めからやうというわけじやないんで、実施の仕方を見たと一つ相談しようじやないか、こういうふうになつておるわけでありまして。

○高田なほ子君 そこで現実の問題になるわけですが、この学校に行くことができない、つまり締め出された子供たちが非常に困つてゐるのだということとを伺つておるのですが、その受入れやなんかについては、積極的に当局として御心配になつておるのではないかと申されますが、やはり親は親として子供の教育を受ける先がないということとが私は一番心配ではないかと思つておりますが、こいつたやうな点について何か積極的に話し合ひをされておられますか、如何でしょうか。

○参事(加藤清一君) 御尤な御意見でございまして、こいつたやうなことを予想いたしまして、私どもといた

しましては初めからその定員はこれだけで行きたい、こういうことを言つてあるわけですが、今申しましたように、もう一方的に募集をしてしまつておしまつて、その尻ぬぐいをこちらに持つて来られまして非常に困るわけなんでしょう。初めからこちらの言う通りに二百五十名なり二百名なりで抑えておきますればほかの朝鮮人の子弟は日本人の小学校なり中学校へ上るようにはしたはずだと思つてあります。おれの所に入れてやることもつと引つ張つて来て、そうして現実を以てこちらへ押し付けようと思つて、今直ちにどうというわけには行かなくてございまして、先ほど申しましたように、小学校につきましては、予算を殖やさな条件で、現在の施設で容れられるだけ容れてやる、こういうことにいたしておきます。ただ中学校、高等学校につきましては、今のような設備で二百五十名なり、又相当数入れるということになりますとこれは予算は勿論ございせんが、実際の教育効果の上から言ひましても、非常に困ることになりますので、この点は私どももいたしまして非常に困つてはおるんですが、併しそれかと云つて、あらかじめこちらが注意したにかかわらず、その注意を無視して容れたその現実の尻ぬぐいを直ちにしろと言つたつて、これはどうかというふうな考えを持つておるわけでありまして、この点につきましても、私どももいたしまして苦慮いたしておるところでございまして。

かりませんが、併し大人のそういう問題と子供の問題と、もう少し切り離してお互いに考えることができないか。これはお互いにこの意思の疎通が若干欠けておる点があつたのではないかと。これは十分お話を双方から聞かないとわからないと思つておるんですが、それだからと言つてこの子供をそのままに放置されておるといふことは、これは教育という立場から立ちますと、やはり納得が行かない。そういう点がこの問題のトランプルの焦点になつておるような気がされないうわけでもないわけでございます。そこでお話を伺うと、施設の面も若干ある。東京都のほうには余り御迷惑をかけたくないというふうな御意向を朝鮮人側の先ほど代表のかたからもちよつと伺つたわけでございます。そういつたような誠意を朝鮮人側でも持ち、又施設もあるということであれば、本年度中に済ましてしまつた子供をそのままにしておいて、非常に悪感情を持たせるということはお互いの民族の上において私は不幸じやないかと思ふ。こういうように現実の問題に即して最も現実的に、政治的に物事を解決するためには、やはり重ねた努力というものがお互いの妥協というものは私は或る程度必要として残されておるのじやないかと思ひますが、教育長は、松沢委員長でございまして、大愛御心配になつておられるということとを私は伺つておりますが、もう少しこの問題は政治的にお話を進められるような御努力を私は特にして頂きたい、こういうふうな心から希望するわけでございますので、この点一々幅のあるところでお話を進められる御用意があるかないかというふうなことを承わりまして、後刻私はいろ／＼御事情も、今日は時間がないので余りだら／＼と何しても御迷惑がかかると思ひますから、研究をして見たいと思ひますが、そこらの含みをお答え願ひたいと思ひます。

○参事(加藤清一君) 実はこの中学校、高等学校の増員の点、これは皆朝鮮人の代表者のほうからも話がございます。まして、設備の点につきましても教員の点につきましても、自分のほうで経費を持つてから都立の学校としては拡充してもらいたい、こういう希望がありまして、私どももいたしまして、今日までの朝鮮人学校の運営の仕方から申しまして、直ちによろしいということができかねますので、それから又都議会の空気がございまして、ただ金が今直ちに要らんからそれを取りにすればいいわけにも参らないので、それだけ皆さんがたのほうで金を出し、設備も出すというならば、而も皆さんがたのほうはいわゆる民族教育をやりたいという御意向もあるならば、一つそれだけの限度で私立の各種学校なり、中学校なりを一つお始めになつたらどうかということをお話しておるわけでありまして、でありますから、向うの人たちの言うことならば、私立にさえすれば、今二百五十名の人を路頭に迷わすということがないわけでありまして、それをどうしても私どものところには押し付けようとするところに問題が残るわけなんです。折角今高田先生からお話がございますのんですが、私どもの教育委員会といたしましては、この運営についての向う様との話し合いはこつ／＼いたさない、

こういうまあ態度をきめて来ておるわけでございます。もう開校いたしましたので、開校した後の情勢を見たと上でお話し合いをしたい、それまではまあともかくこちらの指示通りに従つてやるということになつたのだから、この運営についての話し合いはこつ／＼承願したいと存じます。

○野本吉吉君 先ほど来い／＼とお話を伺つておりましたが、非常に私は大きな問題だと思つております。と申しますのは、これは仮定でありまして、けれども、若し教育委員会と朝鮮の人たちとの話し合いが一応落着いたと言われ六つの条件が履行されず、而もそのままその学校が存続するという事になりますと、特別な国際的な取極め何にもないお互いの間において、治外封建的な存在が部分的に生じて来る。これは日本の法の權威の上におきて、主権の点から考えまして、事一小学校、一中学の問題ではないと私は考える。そうしてこの問題につきましては、私は今仮定の上になつて私の意見を申し上げておるのであります。これは単なる文部省の問題でなく、政府にとりまして大きな問題であらうと思ふ。緒方局長におかれましては、文部大臣を通じてこの問題に對する政府の統一された見解を發表されるように取計らつて頂きたい、かように考えます。お願いいたします。如何でしようか。

○政府委員(緒方信一君) 只今の野本委員の御意見に對しまして私は全く同感でございます。非常に重大な問題でございます。それだけにこのたびの東京の教育委員会の御苦心もさこそと考へておる次第であります。この要求されました六項目の事項が十分に守られて、教育の内容が改善され、或いは学校の運営、管理が適正になることを私どもとしては強く期待し希望いたしておる次第でございます。併し、若し今お話しのような事態に相成りました場合には、これは日本國家としても非常に重大な問題でございまして、政府としても文部省のみならず、政府としてもい／＼の方策を更の点につきましては、お話のように私も大臣に十分申し上げたいと思ひます。

○野本吉吉君 もう一つ、私は今までの質問で一つと出るだらうと思つておりました。それは只今ちよつと高田さんが触れられましたけれども、この問題の紛糾の途上、或いは解決の途上におきて、日本人の一女教員が吊し上げにあつて氣絶された。若しこれが事実だとしますならば、これは実に大きな問題であらうと思つておるわけでありまして、そこで私はこのい／＼の吊し上げというものが何を契機として起つておるのであるか、それから吊し上げの状況はどんな状態であつたか、その結果がどう扱われておるか、これにつきまして教育長からその実状についての御説明を願ひたいと思ひます。

○参事(加藤清一君) 私まだ詳しい調査の結果を受けておりませんので、はつきりした報告を入手いたしませんれば御報告申し上げます。

○野本吉吉君 只今ここで詳細なお話は伺えないやうでありますけれども、

是非このことにつきましては、詳細なる適正な事情の御調査を願ひまして、そうして私どもが納得されるような手配をとられますことを委員長にお願いいたしておきます。

○委員長(川村松助君) ほかに加藤参考人に御質疑のあるかたがありましたら、御発言願ひます。

○長谷部ひろ君 先だつて来、朝鮮のかたにも我々お話を伺つたのであります。そうして又加藤教育長にも只今お話を伺ひましたけれども、大分そこにずれているような気がするのをごいす。そこで誠に恐れ入りますけれども、又の機会に朝鮮側からも御発言頂きまして、その上で私どもが本当に考えさせて頂くときをお与え頂きますことをお願いいたします。

○榎木亨弘君 実は今日須藤さんから加藤教育長を呼んで話をするという場合に、私どものほうもいろいろ重要問題として考えておりますけれども、なおこれは覚の態度はまだ決定しておりませんので、今日は一応事情を聞くというだけにしておきまして、大体あとにまだ定時制の分もありますので、この程度でこの問題は今日は終つて頂きたいと思ひます。

なおもう一つ只今傍聴席から、委員長は聞えなかつたかも知れませんが、発言の音が聞えたのでございますが、一つ委員長においても十分注意して下さい。

○委員長(川村松助君) その発言は聞えませんでした。

○野本吉吉君 そちらへんで嘘をつけたという発言があつた。

○榎木亨弘君 国会に対して非常に問題だと思つたので、氣をつけて頂きた

い。
○委員長(川村松助君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○委員長(川村松助君) 次に、勤勞青年教育振興法案に關連しまして、御所見を伺ひたいと思ひます。最初に金子勝史君に御発言願ひたいと思ひます。
○参考人(金子勝史君) 只今委員長のほうから御紹介にあずかりました金子でございます。学校は東京都立新宿高等学校でございます。

勤勞青年教育振興法案と私どもは申しておりますのは、この前の国会で御審議を頂きました、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法という名前が一応通過させて頂きました法律とこのことが密接な關係があるのでございす。この前の国会で通過しました只今の定時制教育及び通信教育振興法の中には、私どもが申しております勤勞青年教育振興法案の中に書いてございす公立高等学校の勤勞青年教育に關する国の負担というものが具体的に出ておらないのでございす。それを具体的に頂いて頂きまして、今度の国会で御審議頂きたいという希望を持つておるのでございす。定時制教育の法律については先生が御承知と思ひますので、これは御覧頂ければわかるのでございす。勤勞青年教育振興法案の国の負担といたしましては、私の希望しておるのは、いろいろ国家の財政もあることと思ひますが、二分の一ぐらいの負担が必要なのではないかというふうに考えておるのでございす。つ

きましては、私どもが言つておりますこの法案は、大学の勤勞青年教育にも關係があるのでございまして、全国に只今国立並びに公立の大学設置が甚だ少い。御承知のように、特に東京都においての国立、公立の大学が甚だ少い。そのために働きながら勉強をしております、特に東京は定時制と申しましても夜間でございますが、その生徒諸君が大学に入りまされに、只今申し上げましたような国立、公立の大学が少いために、高い授業料、高い費用を支払つて私立の大学へ行かねばならぬ、こういう実情がございすので、もう少し全国的な国立の夜間大学の設置が望ましい、こういうふうに考えております。

もう一つは御承知のように、働きながら高等学校の生徒が勉強しておるのでございすが、最近の社会情勢から、職場から学校へ参ります際に、どうしても職場の圧力がかかる傾向が強くなつて参つたのでございす。そのよい例は、中学校の義務教育を完全に終了しない、具体的に申しますと、三月三十一日の終業式を終らない前に、すでに貧しい子供たちは就職をいたしまして、仕事をもちまして、本當に採用にならない前に、見習いという形で勤務しておる生徒の数が多くなつて来ております。従つて高等学校に入學をいたしまして、いろいろ生徒に關いてみますと、自分が夜の高等学校に行くことを職場に成るべく知られないようにして学校へ行く。言い換へれば、自分たちが高等学校教育を受ける場合に威張つて高等学校教育を受けられない、こういうような実情が最近強くなつて参りましたので、勤勞青年教育振興法案の中に、勤勞青年が高等学校教育を受ける場合に、雇主のほうで不当にこれを抑へつけることのないようにして欲しい、こういうことを考えておるのでございす。

それからもう一つは、簡単に定時制教育と申しましても、大都市でありまして、夜間の学校が主でございますが、地方に参りますと、昼の定時制高等学校があるのでございす。まためて申しますと、昼にも定時制教育があるし、夜間にも定時制教育がある、東京都のように交通の便利な所でありまして、定時制の教師を希望するがたが割合にあるのでございすが、地方に参りますと、定時制の教師の希望が少い。これは一つは交通の不便というところが理由になりますが、そのほかに、夜だけ教えれば、或いは昼の定時制の生徒だけ教えれば、それだけでその教師の任務が終るとかいうのではなくて、働きながら勉強しておる者の相手をする教師というものは、普通の恵まれた高等学校の生徒を教える先生よりもいろいろの負担がかかるわけでございます。例えば夜間の教師の場合を申上げますと、昼は職場の斡旋をするとか、或いは職場を廻つて歩いて、自分たちの教えている子供がどういふふうな仕事をしておるか、職場の連絡、斡旋、或いは家庭の訪問、こういうことを始終やらなければいけない。夜の授業は、大体東京都の例を申しますと、非常に便利の悪い所で八時四十分、便利のいい所は九時十分、こういう時間に授業が終るのであります。授業が終りましたから雑務がございす。勿論授業中にも雑務がございす。生徒諸君も大変なことで、九時十

分に終つた生徒諸君が、大体自宅に帰りまして食事をして休む時間が、調査いたしますと、早いところで十時四十分くらい、遅いところで十一時半くらい。従つてこれは自然健康に影響する。健康のことについては、ここに主事の勝村先生がおられますので、のちほど勝村先生からお話があると思ひますが、そういう状態が生徒の場合、教師も同じこととございまして、教師は大體食事を学校でする先生と自宅へ帰つてする先生とを調査してみますと、大體の先生が夜自宅に帰つて食事をす。従つて健康の上においても思ひにくい。余談になりますが、或る若い男の先生が其縁を結ぶために、昼勤める女の先生と結婚したが、二人が顔を会わせるのが十一時過ぎである、こういうエピソードがあるくらいに、家庭生活も円満に行かない。夏と冬と、特殊の状況に置かれておりますので、家庭の燃料費その他の費用が余計にかかる、こういうことから勤勞青年教育をスムーズにやつて行くために、教師に對する困庫の補助が欲しい。

以上がいつまで申上げますと、そういうことが、この前の国会で通過いたしましたところの定時制教育及び通信教育振興法案に漏れておりますので、この点を今度の国会で是非一つ盛り込んで頂きまして、具体的に予算措置をして頂きまして、先生がたの御努力をお願いしたい。

なお、施設の面を考えてみますると、高等学校に併設されておる夜間の定時制高等学校と、交通の關係上小学校及び中学校に併設されておる高等学校と二つあるのでございす。

東京の場合を申し上げますと、これを分
校と言っておりますが、地方にもそう
いう学校があるのでございますが、小
学校、中学校に併設されております
定時制高等学校は、御承知のように施
設設備が不十分である、ここにいろ
ろな学校の運営の問題が出て参りま
す。理科実験室の問題、図書室の問題、
そのほか毎日坐っておりますところの
椅子や机の問題、大きな子供が小さい
椅子や小さい机に坐っておりますので、
自然保健上に思わしくありません。こ
ういふ問題も出て参ります。なお夜教育
しております夜間の定時制高校でありま
す、学校設置基準法には理想的な法律
がございまして、現実問題としては電
燈が暗くて出席簿も読めないというよ
うな学校が大東京郡の中にも相当多数
あるのでございます。こういう恵ま
れない生徒諸君のために、只今申上
げましたのは極くかいつまんでござ
います。その点、是非今度の
機会に法案の中に織込んで、恵ま
れない生徒諸君の安んじて勉学できるよ
うにお願いしたいというのが、私のこ
こへ立ちました趣旨でございます。

時間がございませんで簡単に申上
げましたが、なお御質問がありましたら、
それについてお答えいたしたいと思
います。以上でございます。

○委員長(川村松助君) 次に勝村満君
にお願いいたします。

○参考人(勝村満君) 私は現在勤労青
年教育上最も支障を来している問
題、生徒の保健問題、健康管理の問
題、そのうち特に給食の問題について
意見を申し上げます。善処をお願いし
たいと存じます。

終戦後欠食児童というような言葉が

ございまして、大分社会上、教育上、
大きな問題を投げたのでございま
す。一応終戦後八年を経まして、食糧
事情も緩和したというような現況にお
きまして、大半の生徒が今なお欠食
生徒であるというような状態であるが
定時制の生徒でございます。私たちは
これを飢餓通学と称しているものでござ
います。東京都の生徒が四万五千、
全国で五十八万という生徒の大半がこ
の飢餓通学をしているのでございま
す。定時制の生徒は大体職場が八時か
五時まででございます。それから
急いで学校に駆けつける、大体今申上
げたように五時から九時までの四時間
が生徒の授業でございます。そういう
しますと、丁度職場でお弁当を食べ
て学校で四時間やりまして、家へ帰るの
が十時でございます。その間約十時
間というものは殆んど物を食べてない
というふうな状態でございます。考
えますと、これは丁度あの生徒の年代と
申せば大体伸び盛り、食べ盛りとい
う時代でございます。昼間の生徒で
ございまして、家へ帰れば必ずお母さ
んたちから相当のおやつを頂いてもな
お足りないというふうな年配の生徒で
ございまして、この生徒が十時間も食
事をとらないで更に四時間の勉強を
するということは、これは我々教師とし
ても食べないで勉強するということは非
常に苦しい状態でございます。その結
果生徒たちが腹がへつて、よくある
、眠くなる、早く家へ帰りたい、こ
ういふふうな状態でありまして、学
習意欲というものは非常に減退して、
どんなに強力な意思を以て勉強しよう
といつても、自然の空腹という状態に
打ち勝てません。従つて私たちが努力

し、又生徒たちが強固な意思を以てや
るのであるが、どうしても打ち勝てな
い。そういうのでございまして、単に
学習意欲が低下するのみならず、こ
れは家へ帰つて十時以後に全くの空腹
を抱えて食事をするのでございませ
ん。その結果食事をとりまして、而
も明日は又明日の職場がありますか
ら、勉強というところも十分でござい
ません。そのまま床に就くというふうな状
態であります。この結果は身体に
非常な悪影響を及ぼしまして、慢性の
胃腸障害とか、或いは食欲不振とか、
栄養失調とか、結核にかかるとか、そ
ういふ率が非常に高いのでございま
す。延いては長期欠席、休学、或いは
退学、遂には長期療養というふうなコ
ースを辿る生徒が相当多いのでござ
います。これは東京都の定時制の場合に
おきまして、百十七校、四万五千名を
調査いたしましたのでありますが、大体一
年間に二千五百人の休学者があるとい
う調査が出ておるのでございまして、こ
れは二十八年度でございます。そこで
私たちはこの生徒にパンの一個でも、
或いはミルク一ぱいでも食べさせ
たら、恐らく生徒たちは發奮した元氣
を持つて勉強するのじやないか、こ
う常日頃考えておるのでございませ
ん。現在の実情を申し上げますと、大体給食設
備もありませんし、それから生徒のふ
ところも十分でないで、又学校のP
TAも昼間と違ひまして十分な経費が
出ませんので、学校によつてはコッ
パンを売つておるところもあります。
或いはうどんなんかもやつておると
ころもございまして、これは大体業者任せ
でございまして、小使室の隅つこと
うような所で大体非常な時間の制約を

受けて、噛み／＼勉強をするというよ
うな状態で、非常に健康の立場からも
ゆるがせにできないような状態では
ございませぬ。

そこで、私たちは是非今度の機会に
生徒たちの給食について御考慮を頂
きまして、別に贅沢ということでは
せんが、とにかく腹を満して勉強が
できるようなそういう対策を御考慮頂
きたい。願くば希望の給食法というよ
うなものを考慮されておるところで
ございまして、その範囲内で勤労青
年の体位のことと併せて御考慮頂
きたい。設備、人件費、或いは食物の内容
は、今国家財政も不如意の時代でござ
います。折角昼間の生徒、或いは義
務教育の生徒が給食のお蔭を頂きま
して立派な体位を持ちまして、高等学
校に入つてこういう状態では、さつき
の義務教育における体位が水泡に帰す
ということも考えられますので、是
非この点を御考慮頂きたい。なお勿論
中学校における、或いは小学校におけ
る給食とは定時制に学ぶ生徒たちの給
食は多少目的において違ひかも知れ
ませんが、併しいずれにしても食べ
ないで勉強するということは、これは我々
の到底生徒さんに言えることではない
と存じます。私たちは給食ということ
を考へる場合に、適当な時期に適當な
食事をと、こういうことを考へてい
るのでございませぬ。家へ帰れば成るほ
どそれは食事はとれると思ひますが、
併し十時間の時間を空腹にするとい
うことは、これは勉強の効果において
も身体発育のためにも非常に障害が生
ずるのでございませぬ。そこでこの給食
を頂きますれば、先ず生徒たちが勉強
の意欲が出て来る、又社会的には労働

の意欲、生産の増強ということは当然
考えられるので、これは両方から十分
な成果があると存じます。又学校教育
のほうから申し上げますと、生徒たち
が同じ物を食べているというふうな平
等感をそこで植付けられますし、それ
からとかく貧しい生徒でありますので、
社会をひかんでおります。劣等感とい
うようなことも先ずそういうところで
是正できるんじゃないか。少くとも最
小限の生活ということを生徒自身が保
障されているということになれば、政
治ということにも明るい氣持を持つて
生徒たちが将来のために貢献するよ
うになるんじゃないか。先ほど申上げ
ました身体の健康ということとは勿論で
ございませぬが、精神の健全化という
なこと、平等の觀念、或いは社会の保
障というふうなことに非常に
明るい氣持をもつて勉強にこしむの
じやないか。勉強にこしむと同時に
社会の生産に貢献して、社会に現実に
貢献して行くんじゃないか。そういう
ことを考へまして、是非早い機会にお
いて勤労青年、現在五十八万という生
徒の将来のことを考へて頂きまして、
この給食の制度を何とかして実現して
頂きたい、こういうことをお願い申上
げます。

以上であります。

○田中啓一君 質問をいたしたので
ございませぬが、よろしゅうございま
す。

○委員長(川村松助君) 今から質疑に
入りたいと思ひますが、お差支えあり
ませぬか。

○委員(川村松助君) どうぞ。

○田中啓一君 私、この勤労青年の教

育というものは、私はもうその人たちのために、又我が国家民族のためにも非常に大切な問題だと実は思つております。殊に私どものように、これは私どももじやない、私のようにそういうような突は生立ちで来ました者から言へば、なお更身につまされるのでありまして、今いろいろ伺ひまして考えさせられることが非常に多かつたのでございますが、先ず金子先生にお伺ひしたいのは、雇主のほうでどうも学校へ行くと喜ばない風がある、従つて中には隠れるようにして行く、こういうお話がございましたが、その辺の事情をもう少し伺ひがでんかと思ひます。

○参考人(金子勝史君) 只今の御質問は、雇主のほうで勤労青年が学校へ行くことを抑圧するその事情をもう少し具体的に話して欲しい、こういう御質問でございますので申し上げますが、これは官庁ですと時間がはつきりしておりますから、大体五時まででございますので、その時間が来ればあとは自由になるわけです。ところが私の学校が千名おりますが、官公署に勤めておる生徒諸君はそれの中で何人であるかという、半數以下でございます。あとは中小企業、中小企業はどういう形で勤労青年を使うかということは御説明申上げるまでもないと思ひます。特別年度末とかお盆とかというときを除きまして、その中小企業の仕事の都合によつては夜七時なり八時までどうしても職場にいないと都合が悪い。それを自分は五時二十分から学校があるからといつて出て行くと、その職場から追われる。現在の社会情勢ですと、そこから追われてすぐ次の職場へ果して

移れるかどうかという傾向が、具体的に申しますと昨年の十月頃から強くなつております。そこで便法として、学校でも職場へ参りまして、職場の事情をよく見まして、或いは職場の雇主と話し合ひをして、そのところは何か面倒を見て頂くというふうにしておりますけれども、一般の傾向としては中小企業に仕事を持つ者が多いのでございまして、そういうのがあつた。それから鉄道職員ですが、これは私の所にはおりませんけれども、御承知のように一日おきの勤務である。定時制は四カ年でございまして、四年で八十五単位を履修するわけですが、一日おきですと八十五単位はとれない、こういう実情がございまして、先ほど申しましたように少くとも職場で六時までおるといふ青年ですと、これは八十五単位とれません。そうして結局一年延ばさなくちゃならない。勤労青年から言へば、一年修学期間が延びるということとは、彼らの健康、経済、家庭、こういう問題において相当大きな負担がかかるというのが実情でございまして、いろいろございまして……

○田中啓一君 それからいま一つお伺ひたいのは、若し大学のほうで夜間部をもつとたくさん作つてくれればあんなに無理々々して昼間の大学へ人は殺到せんであらう、こういうお話をお伺ひしましたように思ひますが、そうございましてですね。

○参考人(金子勝史君) ちよつと違ふのですが。

○田中啓一君 それじやらちよつと何か意味が違ふようでございましてから、お述べ願ひます。

○参考人(金子勝史君) 私の申上げま

した大学設置は、夜間の大学です。夜間の国立、公立の大学です。これは最近高等学校教育だけでは職場におりましても昇進の途が少なくなつて来ておるわけです。従つて大抵の夜間定時制の高等学校の生徒では、実業学校を除きますけれども、普通課程の生徒ですと大学希望があるわけです。その際に国立、公立の大学がないためにやむを得ず私立大学の高い経費をかけてそこへ行かねばならぬ者が多い。若しそれが国家で保障された公の機関がありましたならば、経済的に救われるのじやないか、こういうことを申上げたのであります。

○田中啓一君 よくわかりましたです。私実は最近まで余り教育問題はこまかく勉強をいたす機会がなかつたのでございまして、終戦後あつたという間にいろいろ日本の新しい教育の制度ができたのでございまして、今お話になりました夜間部の大学を作つてもいい、何とこれは別段新しく大学を作らなくても私は従来の国、公立の大学が夜間部のコースを開設すれば、設備もあり、私は事足りることだと思ふのであります。恐らくそういうような意味で仰せになつたことだと思ふのであります。これは是非やりたいことだ。私も大学の夜間部に専科を作つておつたので、ドイツ語を習ひに行つた覚えもあるものであります。これは欲が深くて昼の大学もやる、夜の大学もやつた、こういうことであつたのでありますけれども、都合がよかつたのは事実であります。それからまあ一番私何と解決しなければいけないと思ひますのは、飯を食わん話であります。今学校給食についてこの委員

全部が非常に心配をいたしまして、何とか一つ夜間の高等学校あたりまで義務教育と併せて学校給食をばけんものだらうかということいろいろ研究中でございます。研究中でございまして、義務教育だけでも大体人数が千八百万くらいありますが、それに五十万、六十万加わつても、これは大したことではないのでありますけれども、とにかくそういう大きな問題であります。これにはもう日本の現在の農業生産まで変化を及ぼさなければやれないような問題であり、又変化を起すことが望ましい点も多々あるというやうな非常に、ひとりただ教育の面からだけではなしに、経済面、産業面にも変化を及ぼすやうな問題でございまして、まあできるだけ各方面の智慧を集めて、今研究をしておるといふ実は段階でございまして、私も夕飯抜きになつて腹が減つた覚えがあるのです。十時頃まで飯を食わんという体が要になつてしまつて、それで私はやめたのです。一学期ほど行きました。これが四年間続けたということは私は大変なことだと思ひます。而も私は義務教育の大事なこともさることながら、それは終つて、併し今お話を伺ひうなことも最近出て来ておるといふことで、これも誠に私は考えなければならんことだと思ふのであります。何か、まあ本當を言つと、うどんなにいいでもないんです、むすかしいことではないのです。それで何とか考えなければならんということ、同時に私はその定時制高等学校の今の八十五単位のお話を伺ひましたが、これも少し

全部が非常に心配をいたしまして、何とか一つ夜間の高等学校あたりまで義務教育と併せて学校給食をばけんものだらうかということいろいろ研究中でございます。研究中でございまして、義務教育だけでも大体人数が千八百万くらいありますが、それに五十万、六十万加わつても、これは大したことではないのでありますけれども、とにかくそういう大きな問題であります。これにはもう日本の現在の農業生産まで変化を及ぼさなければやれないような問題であり、又変化を起すことが望ましい点も多々あるというやうな非常に、ひとりただ教育の面からだけではなしに、経済面、産業面にも変化を及ぼすやうな問題でございまして、まあできるだけ各方面の智慧を集めて、今研究をしておるといふ実は段階でございまして、私も夕飯抜きになつて腹が減つた覚えがあるのです。十時頃まで飯を食わんという体が要になつてしまつて、それで私はやめたのです。一学期ほど行きました。これが四年間続けたということは私は大変なことだと思ひます。而も私は義務教育の大事なこともさることながら、それは終つて、併し今お話を伺ひうなことも最近出て来ておるといふことで、これも誠に私は考えなければならんことだと思ふのであります。何か、まあ本當を言つと、うどんなにいいでもないんです、むすかしいことではないのです。それで何とか考えなければならんということ、同時に私はその定時制高等学校の今の八十五単位のお話を伺ひましたが、これも少し

うでございまして、これも少し画一に過ぎるのではないかと、もう少し、まあ金子さんのところは千人おるといふ話ですが、クラスを分けるとか何とかして、もう少し変化のあることができないかどうか。又定時制高等学校の制度そのものも全国画一に全部やるのではなくて、もう少し実情に応じた変化を求めて、而も実力のある人間が作れんから、普通の学校に比べて年も余計とる恰好になるのであります。或いは中学を卒業して一年や二年はただ働いておつて、学校に来るといふこともある。こういうことは多々あると思ふのであります。私が一番重視しますのは、この学問をするといふことなんですけれども、とにかくおれの家としてはおつて、さされては困るので、何でもかんでも学校に行かなければならんというので追立てられて学校に行くのと、そうでなくどうして自分分はやりたいのだと言つて難儀の中から行くといふものとは、私は大変な違いであり、そこにいろいろ変化の途も考えられるし、又我々大切にもしなければならん。本當にこれらの人が国民の中堅の人になるのではないかと。家に金があり余つて学校に行かなければ体裁が悪いといふことで学校に行つておる人は、実は私から言へば余り役に立たんであらう、学校の席を奪ぐだけである。憲法に言う能力に応じて、能力のほうはあやしいのじやないかといふまでに実は私は思ふのであります。そこで何かまあ制度のことは、私もみんなど十分勉強して、実情に合わない規則でありますれば、規則を変えるのが我々の役でありますから、それは又勉

うでございまして、これも少し画一に過ぎるのではないかと、もう少し、まあ金子さんのところは千人おるといふ話ですが、クラスを分けるとか何とかして、もう少し変化のあることができないかどうか。又定時制高等学校の制度そのものも全国画一に全部やるのではなくて、もう少し実情に応じた変化を求めて、而も実力のある人間が作れんから、普通の学校に比べて年も余計とる恰好になるのであります。或いは中学を卒業して一年や二年はただ働いておつて、学校に来るといふこともある。こういうことは多々あると思ふのであります。私が一番重視しますのは、この学問をするといふことなんですけれども、とにかくおれの家としてはおつて、さされては困るので、何でもかんでも学校に行かなければならんというので追立てられて学校に行くのと、そうでなくどうして自分分はやりたいのだと言つて難儀の中から行くといふものとは、私は大変な違いであり、そこにいろいろ変化の途も考えられるし、又我々大切にもしなければならん。本當にこれらの人が国民の中堅の人になるのではないかと。家に金があり余つて学校に行かなければ体裁が悪いといふことで学校に行つておる人は、実は私から言へば余り役に立たんであらう、学校の席を奪ぐだけである。憲法に言う能力に応じて、能力のほうはあやしいのじやないかといふまでに実は私は思ふのであります。そこで何かまあ制度のことは、私もみんなど十分勉強して、実情に合わない規則でありますれば、規則を変えるのが我々の役でありますから、それは又勉

確なものを持ちと持っておりませんが、これは東京都調査がございまして、若しな必要があればあとでお届け申上げます。それから療養の場合においても昼間の生徒よりも非常に期間がかかる。例えば昼間は半年でいいということであれば夜の生徒は一年かかる。こういうデータも都立一商のほうで作っておりますから、これもございします。

それから今そういう病気にかつた場合にはどうするかということですが、この場合は生徒は二重に負担を持つております。一つは職場のほうを休まなければならぬ。そうすれば非常に経済的に困難な事態に達するということ。学校と両方の負担で非常に困つてゐるのですが、その場合には会社なり官庁なりで健康保険に入つてゐる場合は非常にいいわけですが、これも今調べておりますが、半分ぐらいの生徒は中小企業その他で健康保険に入つておりません。そういう生徒は殆んど療養に要する金がないわけですから、まあいよいよ最後になれば生活扶助法によつて療養所に入る、そういうところがあります。

○加賀山之雄君 どちらからでもよろしいのですが、私も健康の問題を一番心配しているところなんです。私どもの経験でよく夜の勤めもあるのですが、夜の勤めを繰合して昼の学校に行つてもらつたこともありますし、それから夜行く人にはできるだけそういう勤務を繰合して夜の定時制に行けるようにいたしたこともあります。一番我々職場において心配になつたことは、本人の健康の問題なんです。朝や

やはり無理がかかるのじやないか。また成長期にある人たちですから、両方一生懸命になれば真剣な人ほど休をこわして、結局蛇蝎取らずになつてしまふ場合がなきにしもあらず、そういう非常に心配しておるのです。先ほど結核については非常に大きな率になつておると言われた。この点に対する考慮として特にどういうことが考えられますか。

○参考人(勝村清君) 学校としては、一応その学校として定められた検診とか或いは身体検査、そういうものがあつてございしますが、普通は年一回ということとでございしますが、私のほうは二回集団検診をやつております。そういうことで異常があれば更に精密検査をいたしまして、父兄に通知して適当に療養する、そういうふうな一般にはそうやつておるのでございします。

○加賀山之雄君 私は教育というものはいつでもそういうものであるべきだと思つてゐるのですが、特にこういう教育に携わる場合には、単に法律で定めるところで踏み切れるとかいうことになしに、とにかく気持の籠つた管理なり教育が必要になつてゐるのですが、そういうことについての保障がないと、これは私は却つて若いうちに精神を使い果して、或いは肉体を本当に弱らしてしまふという場合が出て来る。いい加減に単位だけ取つた、卒業だけするのだという人は却つていいのかも知れませんが、真剣にやろうとすればするほど無理が出て来る。従つて学校のほうでも、それから勤めの世話をしておるほうでも、よほどそういう配慮が要するに思ひます。そういうことを法律に作る場合としては考慮しな

ければならぬと思つてゐるのですが、御意見としてはどうですか。

○参考人(勝村清君) 非常に建設的な御意見を頂きましたが、実は給食の問題も身体管理の問題の一環でございまして、学校としては当然身体管理をしなければいけないので、その場合に今お話頂きましたような法律だけでなしに、この健康相談というふうなことも当然やらなければならぬという考え方でも、或いは人の問題においても当然やらなければならぬのですが、昼のほうはややんと学校の校医というのがございします。それから保健婦と養護婦というそういうものもあるわけとでございします。それから休養室、医務室といふようなものもないわけとでございします。これはないというの私のほうは都立ですが、都のほうからそういう大体予算が殆んど来ないわけとでございします。それで昼間のほうでは大体PTAその他で賄つておるわけとでございします。夜間のほうはそういう経費がございせんので、非常に本当の努力だけではできない問題なんぞとでございします。医者と定期にやつて相談するとか、或いは保健所に連絡するとか、できるだけのやつておるわけですが、全体の設備としてはそういう状態になつております。

○野本吉吉君 時間が大分遅くなりましてから、項目を簡単に聞きたいと思ひます。入学者で同時に入学した者の卒業するときの教です。ね、入学当時の数と四年で卒業する者の比率はどんなふうになつておりますか。

○参考人(勝村清君) これははつきりしたデータはない。まだ終戦後変化が多うございまして、そして二十三年に始まりまして、一応去年卒業生が出たわけとでございします。それでその場合にはもう殆んど半分もなくなつたという状態です。ところが最近ではこれは私の学校の例で申し上げますと、大体七割くらいはいるのじやないか、大体一年生は一番移動が多いのでございします。一年生は大体学校で一回の移動、必ずしも退学するのじやないですけれども、よその学校に行くということもあつてゐます。大体一割の移動がございします。大体七割くらいはもうこれから生徒は一年で入つて卒業するのじやないかという見通しとでございします。

卒業するときの教です。ね、入学当時の数と四年で卒業する者の比率はどんなふうになつておりますか。

○参考人(勝村清君) これははつきりしたデータはない。まだ終戦後変化が多うございまして、そして二十三年に始まりまして、一応去年卒業生が出たわけとでございします。それでその場合にはもう殆んど半分もなくなつたという状態です。ところが最近ではこれは私の学校の例で申し上げますと、大体七割くらいはいるのじやないか、大体一年生は一番移動が多いのでございします。一年生は大体学校で一回の移動、必ずしも退学するのじやないですけれども、よその学校に行くということもあつてゐます。大体一割の移動がございします。大体七割くらいはもうこれから生徒は一年で入つて卒業するのじやないかという見通しとでございします。

○野本吉吉君 もう一つは私は時折授業等を参観しておるのですが、今までの話に余り出なかつたようですが、照明の問題ですね。これは生徒の視力の維持という点から考えても、学習の能力率という点から考えても非常に大きな問題だと思ふ。地方によりましては、金がないというので照度が低いために、生徒が照明の費用を負担しておるというところがあるが、現実にあつたわけですが、そんなことはどうでございしますか。

○参考人(勝村清君) 東京都の場合でもその通りでございします。都のほうから蛍光灯その他照明に対する施設費は殆んど来ないのじやないか。そこで大体、学校のPTAなり、或いは生徒が出して作つておる、今五

校くらいは蛍光灯の設備になつておりまして、大体の通りになつておるわけでありまして。経費は全然来てないのであります。

○野本吉吉君 そこで蛍光灯の話が出たから、私全く同感なんです。が、実は普通の電燈では陰ができて学習に非常にうまくな。そこで定時制の夜間部の学校の照明は是非蛍光灯にしたいものだと思ふ。その点についての御意見はどうでございしますか。

○参考人(勝村清君) もう大賛成でございまして、是非蛍光灯にして頂きたい。これは昼間の場合の太陽と同じでございまして電燈がなければ勉強ができません。食事のことも申し上げましたが、食事よりも以上この問題は大切と思ひます。

○野本吉吉君 もう一つ冬の寒い時期における暖房の状況はどうなつておりますか。

○参考人(勝村清君) 暖房はやはり生徒の負担で、大体の所はストーブをやつておるようでございします。

○委員長(川村松助君) ほかに御両君に対して御質疑がなければ、この程度で御退席願ひたいと思ひますが、如何でしょうか。

○委員長(川村松助君) どうも御苦勞様でした。有難うございました。

○委員長(川村松助君) それでは次に高田君からの要求の女教員のかく首の問題についての質疑に入りたいと思ひます。

○高田なほ子君 この問題は、今日は文部大臣の御出席をお願いをしておき

ましたし、大蔵省のほうからも御出席を要はお願いしておいたのですが。

○委員長(川村松助君) 私も御要求があつて求めておるのですが。

○高田なほ子君 大臣は今日遅くなつてしまつたので、もう何か御用ができてお歸りになつてしまつた。大蔵に残念なことだと思ひます。それで今日は、この間は福井政務次官にお出ましを願つて一応承わつておきましたので、今日はどうしても大臣にいろいろと承わつて、私は皆さんと共にこの問題を考へてと思つておつたのですが、文部大臣がおいでにならないことは非常に残念です。とにかくどうも婦人の問題などというのはどうも大臣のお考へとしてはよくない考へておられるか、私はわかりませんが、やは遅くなつても残つていて頂きたくつたと思ひます。併し歸つた者はここで文句を言つてもしょうがない。今日は予算のほうの關係の面を主として伺いたいと思ひます。

その前に、この文部委員会に対して無名の女教師が涙と共に手紙をよこしてくれました。これは朝日新聞も読売新聞も教員の不当なく首問題に対しては全国的に取上げてくれたわけですが、これは別に頼んだわけでもないのです。が、非常によく採上げてくれました。し、又私も知りませんでした。ラジオのニュースが本委員会の討論の様子を全国的に放送してくれたらしい、それでこの無名の婦人の先生が涙とともに住所もわからないけれども一筆書かせてもらいたいというので、こういう手紙を寄越しております。これは時間も遅いことですからやめようと思ひましたが、一度これは皆さんと共に

考へて見たいと思ひますが、「前略校長から退職を勧告されてから三週間、退職が命令されてから一週間、楽しかるべき新学期を迎えても鬱々としてしまつた胸中からふとかけたラジオのニュースが途中からではありませんが、今日のあなた様の国会での発言を伝へて、暗黒を貫く一筋の光明のごとく明るいものを感じさせてくれると共に、何とも言えない後悔と焦燥に拍車をかけるような氣もいたします。女

なるが故に夫婦共稼ぎなるが故に五十才も待たず、まだ働き盛りの四十才こそこで助教諭への任用替え、上席として円熟した人格技能を以て若い同僚への模範であり、P・T・Aの尊敬、信頼の的であつても、又未亡人で遺児をかかえて生活の主体であつても、四十才ともなれば同じく任用替え、五十才なれば否応なく退職、組合はあつてもやはり女は弱い者、勧告を突つた後で後の校長や視学の崇りが恐しく、現にその意をあり／＼匂わせての勧告には泣く／＼退職願に判を押した今年三月末の退職者の真相を何とぞお力を以ちましてお調べ頂きたくよろしくお願いいたします。退職の辞令は如何に発令したあとでも是非取消して頂かなければ、余りに今回の退職者の犠牲は大きく、泣く／＼泣けないものであります。これが国の方針で行政整理であるとか公平なものであるなら一応背けもしますが、同様の条件でも巧みに立廻つた者は勧告を免れ、或いは勧告を撤回させ、五十数名の勧告を受け

た者のうち二十七名の正直者が馬鹿を見たという今回の措置は、県教組も必死に働きはしたもののやはり課長や視学ににらまれ、立腹されては最後の突

つぱりが充分でなく、結局は弱い女教師が泣く／＼も退職させられた次第でございませう。こういう手紙の後に「後の崇りを恐れて名前を書かないことをお許し下さい。どうしても書かずにはおれない訴えずにはおれない氣持で書きはしましたものの御住所もわからず又後難を恐れて躊躇いたしておりますが、この氣持を一筆したためまして国会議員の皆様によりしくお伝えをお願いいたします。長崎市の一女教師から、こういう手紙であります。私はこの手紙を前にして誠に感無量なきを得なかつたのであります。けれどもすでに全国的に一応の人事の異動は終つたようでございますが、人事異動の問題については、ただ単に不当な転退職であるというやうなことで片付け切れな

いような大きな問題が残つていと思ひます。現に先般の偏向教育事例で三十名の証人がこの国会に見えられましたが、あの見えられた中にも偏向教育であるという理由で転任を強要され、又放職を強要されている先生がたの幾人かが見えなくなつてゐるはずですが、これは昨日私のところに参りましたこの発行の新聞が知りませんが、教育文化新聞、この新聞の中にたゞさんの偏向教育の事例をめぐつて転職或いは放職をされておる校長先生、ほかの先生記事が載つておるので、実は私は愕然としてしまつた。この間は婦人の不当なる退職勧告で、又この新聞を見れば偏向教育というところで転職或いは放職を言渡されておる。誠に今日の地教委の存在それから今日の教育財政をめぐつて事はしかく簡単には行かない極めて重要な問題、こういう観点から突

は今日は是非とも大達文相にこの一文

を讀上げて驚かして頂きたい、こういう切なる実思ひだつたのであります。併し今日は折角おそくまでお残り下さいました大蔵当局のほうに對しまして予算の問題について伺ひたい。これは参議院の予算委員会でもかなり強

い問題になつたことであるが、今回の全国的に亘る教員の退職勧告について、なかつく高給の女教師の退職勧告の問題は財政問題と密接不可分の關係を持つておるようでありまして、なかつく大蔵当局にお尋ねしたいことは、二十八年度の先般の第三次の補正予算で二十七億の三宮府県に對する予算の措置が講ぜられております。併しながらこの中には全国的に亘るこの教職員の給与負担額、それが非常に不足しておる。この不足しているもの都市といふものが、この予算委員会の記録を見ますと、余りに明確になつておらない。そこでお尋ねいたしますが、第三次補正予算に組まれた二十億以外に全国的に亘るこの教職員の三月末までの給与の赤字、この赤字の額と、その赤字を埋めるためにどういう操作を大蔵当局がされたか、この点を先ず一つ伺ひたいと思ひます。

○説明員(木村雄雄君) 二十八年度におきます三宮府県以外の給与の赤字の問題でございますが、正確にどの程度の赤字があるかという点につきましては、目下文部当局におきまして御調査中でございます。但し概略的には十億以内の赤字が出るのじやなからうかと推測はつけておられましたので、これは第三次補正をいたしますときに文部省におきます配分の約七億、それから三宮府県に對する補正が七億八千万円というものを含めまして、配分の際に考

慮に入れるようにその点文部当局で配分なされてゐるはずでございますが、又決算上赤字が出ました場合には、これは法律上支出額の二分の一を負担する建前に法律上なつております關係で、決算上確定いたしましたからその審査を終りましたものにつきましては、二十九年度以降の予算におきましてその不足を補填することに相成ると思ひます。

○高田なほ子君 この二十七億というのは三宮府県に對する同からの補助でありますから、それ以外に全国的に亘るところの赤字は約十億というふうな考へられておるわけでありまして、文部省のこの三月末の支払をしたその残額といふものはこれは一つの決算補助じやないのですか、七億という金があることがわかつておりましたが、この間文部省側からの御答弁でその七億といふのはこれは決算補助の性格のものなんです、その七億といふものは一応三月末の給与支出額を支払つた場合に過不足が出る、その過不足を調整するために七億といふものは文部省に取つてあるのだ、こういう説明をしてゐる。それでありますから全国的に亘るところの三月末までの赤字の十億といふものをその七億で全部支払つてしまつたといふことは、これは性格上できないのじやないかと思ひます。實際問題として教員に給与を支払わないといふことはできないのでありますから、どういふ方法でその赤字といふものを埋めて行かなければならぬはずだ、そこで埋めるために小笠原大蔵大臣がこういう答弁をしておられます。只今現実に金が困るという問題が生じてはいたしませんから、そういう金の繰廻しの赤字府

県に對しましては、今申上げました通り預金部の金を一部、一時的措置、何といひますか融通等によつて実情を凌いでもらへるのである、かように考へておる次第でございます。こういう答弁をされてゐる。ですから私の質問は融通等によつて実情を凌いでもらへるのである、こういうふうでありますから、もつたのやうな措置をされてゐるかどうということを聞きたい。

○説明員(大村肇雄君) これは毎年度末に起る現象でございますが、これは義務教育に限らず地方財政におきまして、年度末におきまして資金上資金の不足する場合がございます。これにつきましては預金部資金の短期融資ということをやつておりますので、それで以て年度末一時凌ぎをつけるということは、毎年度これはやつておるわけでございます。その方法を大蔵大臣は申されたかと思つてゐます。

○高田なほ子君 そうすると緒方さんにお伺ひいたしますが、こういうやうな一時融資によつて現実の不足額を賄つて行く、こういうことが又あり得ると思ふのです。けれどもなぜその十億というものが実支出額の一人々々の教員の給与、その給与を計算の基礎として實際数を重ねながら予算を組上げて行つたのに、どうして三月末になつてその十億という赤字が出たのか、ここが私にはどうしてと解せないところであります。そこでその十億の赤字を操作するために、今大蔵省のほうからとにかく三十年度の予算の中にその不足額は組んで行くのだから別に心配はない、ただ現実の問題としては放つておかないから、今言つたやうなこの資金の運用で以つてやり繰りして行くのだ、こういうことでわかります。けれども突

際問題としては地方の財政というものは大体二月にその予算を組むわけなんです、地方の予算というものは、そういったしつと地方では非常に地方財政が逼迫してゐるところへ持つて来て、大体二月に來年度の予算を組んで行くという場合に足りない十億の赤字というものが二十八年年度の給与の実績となつて来るわけですね。實際問題としてそのなつて参りますと、必然的に教員の高給者を首切つて行かなければこれはもう地方の余剰財源というものが幅の動かないやうなところに来ておられますから、必然的にやはりこの教員の高給者を首切つて行かなければならぬというやうなところに私は追ひ込められて来るんじゃないかと思ふ。結局教員の首切りというのは、そういうやつたやうな二十八年年度の三月末に仕寄せされた十億の赤字というものが二十九年年度の教員の実績を組み立てる、そのためにまあ首切りというやうな形になつて来たように思ふわけですね。緒方さんの説明によれば來年度は教員の数を殖やして、又それに伴う予算措置もしてあるのだから、決してその心配はいらないというやうな御答弁が実はされておるのです。併しながら現実問題として、もう全国的に首は切られる、こういうことになつて来ますと、その筋がどうも私には通りにくいと思ふのですが、その点を一つ緒方さんから十分御説明を頂きたいと思ふわけでございます。

○政府委員(緒方信一君) 二十八年年度の国庫負担金の不足が幾らあるかということは、先ほど大蔵省からも御説明がありましたが、厳密に申しますと決算を待たなければわからないわけですが、まあ若干不足が出るのじゃないかと、こういうことであります。只今秋のものでは十分に調査をいたしております。そこでその赤字が仮に出たとしても、二十八年年度の予算に赤字が出たといひしても、その経費が義務教育国庫負担法の対象になる経費でありますときにおきましては、それは適正な経費であります限りにおきましては、これは今後決算に基きましてその実支出額の二分の一は当然国庫負担金として支出される、地方に對しましては国が負担するわけでございます。従ひまして、そのことがすぐに地方の予算編成の上に影響を及ぼすというふうには考えられないのであります。それでは只今高田委員のお話もございましてけれども、來年度の、いや本年の二十九年の予算におきましても、これは増員を見ておられますから、その点からも地方におきまして人員を減らすという根拠は予算の上から出て来ないのじゃないかと思ひます。これはまだ全国的に十分調査ができておりません。この前調査いたすように申し上げましたけれども十分調査ができおりませんが、やはり相当増員も行われてゐるやうに思ひます。ただ併し今、先ほどお話をいたしました長崎等におきましても、これは増員が行われております。ただ併し退職勧告というものは、必ずしもその定員を減らした原にだけ起るものではないのであります。て、やはり人事の交流と申しますか、人事異動の關係から、實際の県の人事のやり繰りから、まあ或る人にはやめて頂く、その代りに新しい人を採用

して人事構成をやつて行く、適正な構成をやつて行く、こういうことでまあなからうかと考へる次第であります。大体今のやうなことであります。

○高田なほ子君 二十八年年度の赤字は適正な経費として国が負担をする。これは當然のことなんです、現実には、何と言つたつて十億という赤字が出たところに地方では財政上の不安動揺を來たしたといふことは、これは蔽うべくもない事実だと思ふこのことについて文部省は必ずこのことは後刻です、国が適正に負担をするといふやうなことに對して地方自治庁と御相談の上、地方に何か通牒をなされたといふ答弁がどこかにあつたやうに記憶するのであります。この点についてそういう措置を地方につけてされたのかどうか、又いつ頃そういうことがされたのか。

○政府委員(緒方信一君) 二十八年年度のその赤字を起つて行くといふことは、これはもう當然なことでありまして、法律上、これにつきましては、別に地方に自治庁と共同して通牒をしたといふことはございせん。但し教育庁或いは地方の教育委員会の給与主管課長の會議等もやつておりますので、そういう席上におきましては十分そのことは話をしたのであります。地方に對しましては、そういう指導は十分に行なつております。ただ今私が、おつしやいました自治庁と共同して地方に指導をしたといふことは、二十九年年度の予算に關してでございます。二十九年年度の予算編成が地方財政計画におきましても、或いは国庫負担金の国の予算につきましても、ほかの一般公務員につきましても御承知のやうに若干今

度は人事の整理をやるということがございましてけれども、教職員につきましては人員整理はやらんのだと、二十九年年度の児童増に見合うところの教員増加も見えてゐるのだと、こういう内容のことを、そうしてその地方におきまして予算編成上参考になるやうな国の予算の編成の仕方等に基きまして、自治庁と共同で通牒を流しまして指導助言をいたしておる次第でございます。

○高田なほ子君 二十九年年度には何人殖やすことになつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) ちよつと私先ほどの答弁に思ひ違ひがございましてけれども、二十八年年度の最終の負担金を交付した場合には、その書類の中で、地方に對しましては二十八年年度の赤字につきましては十分国で見ると、ちよつと先ほど思ひ違ひいたしましたので訂正いたします。

それから二十九年年度の増員は一万九千数百人でございます。

○高田なほ子君 一万九千数百人、これは予算上の定員でしよう。そうしますと、實際問題としてこの予算上の定員といふのは非常にやはり食い違つて来る場合が多いと思ふのです。こういう場合に、實際に教員が足りないという場合に、こういうきつていふ予算定員を組まれてしまつて、あとに赤字が出て来るといふやうな危険性はございせんか。

○政府委員(緒方信一君) これは二十九年年度の實際の教育の構成を見ませんとわかりませんが、二十八年年度の例によりまして、これは二十八年の十二月現在でございましてと思ひますが、若干そこに予算定員と実人員とは食い違ひがございまして、食い違ひがございま

すけれども、併し年度途中で増員をするというふうなことも起つて参りますので、必ずしも実人員きち／＼に予算が組まなければならない年間経理して行けないというふうなことはないのをごさいます。これは予算でございまして、実情と若干違つて来る場合はあるかと思ひます。

○高田なほ子君 文部省は、地方で非常に赤字があり、そのために喉から手が出るほど予算が欲しいのに、三月末に七億の調整金を置いておいた、こういうことは文部省のこれはいつでもやつていくことでございませうか。

○政府委員(緒方信一君) これはこの前私御説明申し上げたいと思ひますが、七億は、その内訳を申しますと、そのうち四億は退職金に対する金額でございませう。それから三億が一般の給与費に対する金額でございませう。特に第四四半期になりまして、一月以降の給与の実情というものは十分に把握できず、文部省としましては、ベース・アップもありましたし、人員異動等もあつたに違ひございませんで、文部省としても十分な実情が把握できなかった関係で、給与費の一割だけを留め置きまして、各月配当をいたしたわけでございます。それが三億になるわけでありませう。三月交付すべき額の一割が三億に該当いたしますが、その三億を留め置きまして、そうして各県異動がございまして、それを調整するため、それを留め置いたわけでありませう。そうして年度末にはそれがすでに調整をして出してあります。それから四億の退職金も同様でございまして、一月から三月まで、一応四月から十二月までの実績に基づきまして配当いたしましたし

て、そうして三月の異動に備へまして、その実情を見まして、そうして四億を調整して各府県の実情に副うように出したと、こういうわけでございます。決してその七億を只留め置いておつたというわけではございませんで、それは予算の経理上そうやらなければ適正な配分ができません。これは概算交付でございまして、うっかりやりましてやり過ぎが起ります。やり過ぎをして又返さなければならぬ場合も出て参りますので、そういうことが起らんように成るべく調整をして出すために、一番最後の三分の給与配当額をそういうふうな留め置きまして、それで実情を調べて調整をして出したと、こういう実情でございませう。これはこの前も御説明申し上げました通りでございませう。

○高田なほ子君 こういう調整額というのは、全体の給与費の何割とかいふふうに大体きまつてゐるものですか。

○説明員(大村筆雄君) それは特別にきまつておりません。

○高田なほ子君 きまつておられないと言つても、やはり予算でありますから、何か基準というものがあつて、そういう調整額というものがとられておるのではないかと思ひますが、何も基準がなく、そのときの懐ろ勘定の工合でそういうものをとつておくというふうに了解してよろしいございませうか。

○政府委員(緒方信一君) これは只今申し上げましたように、一時調整をするために、実情を調べて、その調整をして実情に即するように配分するために一時留め置いたというだけでありまして、年度中に出しておりますから、その点は一つ御了承頂きたいと思ひま

す。

○高田なほ子君 三月二十三日の予算委員会の速記録を見ると、三月分は概算払いで扱つておると、こういうふうな大達文相は答弁しておる。三月分についてはすでに概算払いをしておりませう。それでなおこれは概算でありませうから、調整分として七億を残しておると、こういうふうにお答えになつておるのであります。今の御説明ですと、三月分の給与を調整するために七億というものがとつてあると、こういうふうにあなは言つておられますが、文相はそうでなくて答えておりますがね。

○政府委員(緒方信一君) 概算交付でございまして、毎月大体概算で交付をするわけでございます。精算をしてそれにびつと合うような交付をするわけではございませんで、文部大臣の答弁も、概算交付ということであらうと思ひます。

○荒木正三郎君 関連して、国庫負担分の不足額ですね、これはいつ予算化されますか。

○説明員(大村筆雄君) 従来までのやり方で参りますと、これは一種の決算補助金でございまして、決算が確定いたしますのが大体五月過ぎると思ひます。従ひまして、補正予算を組むのがございまして、二十九年度補正予算になります。大蔵大臣は二十九年度補正予算は組まねんと言つておりますから、三十年度予算に組むというのが従来の決算補助金を清算する建前でございます。ただこの金は過年度支出金になります。財政法による過年度支出でございますが、これは財政法三十五条第三項但書により、これは閣議の

決定を経て大蔵大臣が指定する経費が別表に載つております。この別表に載つておりますものが過年度支出のできる金額でございませう。従ひまして、今回の不足額は約十億以内出るといふ予想もできておりますので、今までのやり方ですと、さつき申上りましたように、三十年度の予算に計上になりますけれども、成るべくそういうことのかにもできるだけ地方財政の便宜を図りたいというつもりで、予備費に、補充費途の一つに義務教育費国庫負担金を附加する予定にいたしております。従ひまして、その別表に補充費途の一部に入りますと、これは過年度支出ができる。それで二十九年度予算において大蔵省が承認いたしますと決算認定を終つて過年度支出ができますと、かように考へております。

○荒木正三郎君 今の御説明ですと、過年度支出をするためには何らかの法改正をする必要があるのじやないですか。

○説明員(大村筆雄君) 財政法の過年度支出ができます経費は、これは御承知の通り前年度不用額に相当する金額と、それからもう一つは補充費途として大蔵大臣が指定しておる経費ということになつております。従ひまして今回これはまだ確定いたしておりませんで、私どものほうはいたしましては補充費途に義務教育費国庫負担金を附加えまして大蔵大臣が指定いたします。そうしますと当然に過年度支出ができるということに相成るわけでありませう。

○荒木正三郎君 この問題は文部省としては十分予想される点であると私は思ふのですがね。若しその不足分を予算化する方法がなければお話のように三十年度の予算でみなければならぬ、こういうことになるわけでありませう。それでは地方として困るわけなんですから、ですから今の大蔵大臣の指定する云々、そういう点は文部省としてもつと早く折衝をして決定しておくべき問題じやないですか。その点どういふことになつてゐるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 今のお話の点は十分大蔵省とも相談をして近く正式に決定になると思ひます。

○荒木正三郎君 この問題は私は大臣の答弁を要求することを保留しておきます。なお私どもの聞いておるところでは、昨年の予算定員に比べて本年度の予算定員、これは地方における教員の予算定員は必ずしも増加してゐないというふうに見ておるのです。併しこれは正確な資料があつてのことではないわけですから、そこで私は実情を知りたいので、昭和二十八年度の教員の予算定員、これは補正を加えた最後のものではないかと思ふのです。それと二十九年度の予算定員これはすでに決定を見たとおると思ふのです。従つてこれを比較してみたいと思ふのです。で、実情を知るために早急に資料を一つ提出してもらいたいということを要望いたして私はこれで終ります。

○鈴木幸弘君 女教員の減首の問題でございませうが、私ずつと質疑応答を承つておりましたが、未だ曾つて義務教育費の半額国庫負担のときに、これは相当不足額が出た場合があつても、その不足額の故を以て減首問題というところが起つた例は今まで曾つてないと思ひます。若しそれが理由で減首問題が起つたとすれば、予算の建て方とか

補充費途であるということの確に、暫く国庫負担がなかつたので、県なり地方当局がこれを知らなかつたのじやないかと思うのでございますが、その点についてはなお荒木さんや高田さんなどからいろいろ御質問があると思ひますが、私も事情がわかつておる者からいへば、一応わかておるつもりでございますが、この問題が直接に餓首の問題に影響するものではないと一応考えております。併し高田委員からも実際の実情を述べられましたし、今度の三月異動に際しまして、相当高給の女子の教員が餓首された事実はあつたのではないかと、私たちが確には知りませんけれども、一応そう考えます。

そこでなぜそういう現象が起つたかという問題を我々考えてみますと、予算という問題以外にその原因があるのじやないか、これは私の考え方が間違つておるかどうかわかりませんが、この点について一つ御意見を承わりたいと思ひますが、現在教員の任命というものは地方教育委員会がやる、それから俸給の支払は府県がこれをやる、そのうすると府県の立場になつてみますと、無制限に市町村がいわゆる高給の先生を採用して、その帳尻が全部府県に行くとすることになりますと、府県のほうとしては一定の限度を示して、お前のほうはこれだけというようなことは先ず私はあり勝ちだと思ひます。それで府県全体の教員構成からいいますと、大体その平均給与と定員をかければ、その給与の総額というものはその変化がないものと思ふのであります。併し教員は各市町村ごとの教員構成になつておりますし、現在の状況で或る市町村におきましては相当高給の

先生がだん／＼多くなつて来て、その教員構成上予算の配分において非常に俸給支払いに困難を生ずるというやうな実情が起つて来て、やむを得ず高給の教員にやめてもらおうというやうな現象が地域的に出て来るのじやないかというやうなことを考えるのでございしますが、そういうたやうな現象はないものでございまして、さういふやうな、緒方さんにお尋ねいたします。

○政府委員(緒方信一君) 退職勧告が行われておりますというのを私何うのでございしますが、文部省としましてはこの実情全体につきましてまだ正確な資料を入手しておりません。それから又二十九年年度の各地方の予算で定員が如何になつてゐるか、増減の關係も全体としてまだ的確な調査ができておりません。併し前々から御説明申し上げますやうに、国の予算といたしましては二十九年年度は人員の増加を見てあるわけでございまして、この点につきましては地方に對しまして、十分指導もいたしておる、この事情につきましては地方の予算編成の上に国の予算の編成の仕方、地方財政計画の立て方等につきましては十分連絡をいたしまして、指導、努力をいたして来たつもりでございます。にもかかわらず實際に地方の人員が減つておるといふ実情が出ておるとすれば、それは何によつて起つたかということでございますけれども、これはやはり地方財政一般の窮乏と申しますか、それがやはり人員整理、これは教職員だけではないと考えますけれども、一般の人事費節約という面から、これが教職員につきましても定員の減という事で現れたたのではないかと考える次第でございます。

そこで今お話にございました地方教育委員会の任命権と、それから府県が財政負担をやる、その關係でございことが行われるのじやないかという關係でございますが、これは私恐らく人事の全体の異動の問題もさうでございしますが、定員の増減の問題につきましても、地方教育委員会は県の教育委員会の指導の下に十分あらかじめ協議をした上でできるという実情にあると考へます。具体的な人事の異動につきましてもさうでございしますが、人員の増減につきましてもこれは地方教育委員会が独自で勝手に人員を殖やすというやうなことはなか／＼実情として參らんと考へております。従いまして必ずしも地方教育委員会が人事権を持ち県のほうが費用の支弁をするという關係から、そういう關係から県のほうで定員をきめて、そして地方に押付けると申しますか、地方教育委員会のほうにそれを指示して定員をきめて行くというために減員されて、そのために退職勧告が行われる、かやうな状況には相成つておらんのか、かやうな状況には相成つておらんのか、私にはさう考へておる次第でございます。

○鈴木幸弘君 私定員減少という問題は、定員減をして県が指示するといふことでなしに、教員の俸給の構成の上からこれは曾て半額国庫負担のときでも市町村が教員の俸給の半額を支拂つたときがございします。そういう場合に市町村のほうでは成るべく高い先生をやめてもらふというやうなことがよく起つたものでございしますが、今日さういつたやうな現象がいわゆる高給者をやめて、割当てられた予算の中でやつて行くためには高給者にだん／＼

やめてもらふやうな傾向が或る特殊な地域的には起つて来ているのじやないか、こういう現象はないかどうかという問題ですが、如何ですか。

○政府委員(緒方信一君) これは只今申しましたやうに、国庫負担金の国の予算全体、これが若し二十九年年度非常に窮乏な、国の予算そのものが減つておる。二十八年年度よりも減額して組まれておるといふことになりますると、負担をします県のほうでも高給者を整理をして月給の安い人に代えて行く、こういうことがあり得るかと思ひますが、けれども、国の予算そのものは先ほど申しますやうに、むしろ増員を見て組んでおりますので、県の今の關係からお話のやうな点は出て来ないのじやないか、かやうに考へております。

○鈴木幸弘君 私の質問することがよくわかつて頂けんと思ひますが、或る小さな村で教員が余り異動しないといふやうな場合に、だん／＼高給者ばかりになつて行く、小さい村にかかわらず多額の俸給を、割合にはかの村よりもたくさん出しておる、こういうやうなことになる、県のほうで御前のところとはちよつと高過ぎるから少し減せというやうなことが無制限にほかのバランスの取れないやうなのがこれは或る地域的には出て来る可能性があると思ひます。併しその点につきましては若し私はさういふ夫婦共稼ぎであるからというので、割合高給のエキスパートになつた女子の先生までさういふ理由で退職をさせられるという実例を高田さんからお話でもございしましたから、さういふ場合が原因の一つに

あるのじやないかということをお尋ねしたのでございします。

もう一つは今度は逆にいつて、この頃会計課長でございましたが、市町村の教員を教育委員会の事務その他に現職のままで使つておるといふことは、これは文部省なり大蔵省も予算上は教員俸給としては実支出額の半額を負担するわけには行かないといふことで、その実情を調査しておる、いわゆる赤字になつた原因がそこにもあるのじやないかといふことを今調査しなければわからんといふことでございしますが、教育委員会等に引上げられた先生は多くの場合比較的優秀な方が多いのじやないか、さうするとこれは文部省がさういふものは認めないといふことになれば、教員の身分を失いますので、職場に、学校に返さなければならんといふ実情が起つて来て、さうしてそれでやめてもらふののじやないかと、職場に返すが、先ず女の先生にやめてもらいたいといふやうなことから来る減員になつておるといふことは考えられないでしようか、その点一つお氣付きでなければそれで結構ですが、私の想像でございします。

○政府委員(緒方信一君) 今お話にございました教育委員会の事務局に勤務いたします教員でございしますが、これは義務教育費国庫負担法の建前から申しましてこの対象にはちよつとならん、これは二十八年年度の年度当初で大体二千数百名ばかりございました。これはわかておりましたので、私もとしましては地方に對しまして年度当初から整理をしてもらふやうに、学校に返してもらふやうにということをして

これは漸次指導助言をいたして参つたの

あるのじやないかということをお尋ねしたのでございします。

もう一つは今度は逆にいつて、この頃会計課長でございましたが、市町村の教員を教育委員会の事務その他に現職のままで使つておるといふことは、これは文部省なり大蔵省も予算上は教員俸給としては実支出額の半額を負担するわけには行かないといふことで、その実情を調査しておる、いわゆる赤字になつた原因がそこにもあるのじやないかといふことを今調査しなければわからんといふことでございしますが、教育委員会等に引上げられた先生は多くの場合比較的優秀な方が多いのじやないか、さうするとこれは文部省がさういふものは認めないといふことになれば、教員の身分を失いますので、職場に、学校に返さなければならんといふ実情が起つて来て、さうしてそれでやめてもらふののじやないかと、職場に返すが、先ず女の先生にやめてもらいたいといふやうなことから来る減員になつておるといふことは考えられないでしようか、その点一つお氣付きでなければそれで結構ですが、私の想像でございします。

○政府委員(緒方信一君) 今お話にございました教育委員会の事務局に勤務いたします教員でございしますが、これは義務教育費国庫負担法の建前から申しましてこの対象にはちよつとならん、これは二十八年年度の年度当初で大体二千数百名ばかりございました。これはわかておりましたので、私もとしましては地方に對しまして年度当初から整理をしてもらふやうに、学校に返してもらふやうにということをして

これは漸次指導助言をいたして参つたの

これは漸次指導助言をいたして参つたの

これは漸次指導助言をいたして参つたの

あるのじやないかということをお尋ねしたのでございします。

もう一つは今度は逆にいつて、この頃会計課長でございましたが、市町村の教員を教育委員会の事務その他に現職のままで使つておるといふことは、これは文部省なり大蔵省も予算上は教員俸給としては実支出額の半額を負担するわけには行かないといふことで、その実情を調査しておる、いわゆる赤字になつた原因がそこにもあるのじやないかといふことを今調査しなければわからんといふことでございしますが、教育委員会等に引上げられた先生は多くの場合比較的優秀な方が多いのじやないか、さうするとこれは文部省がさういふものは認めないといふことになれば、教員の身分を失いますので、職場に、学校に返さなければならんといふ実情が起つて来て、さうしてそれでやめてもらふののじやないかと、職場に返すが、先ず女の先生にやめてもらいたいといふやうなことから来る減員になつておるといふことは考えられないでしようか、その点一つお氣付きでなければそれで結構ですが、私の想像でございします。

○政府委員(緒方信一君) 今お話にございました教育委員会の事務局に勤務いたします教員でございしますが、これは義務教育費国庫負担法の建前から申しましてこの対象にはちよつとならん、これは二十八年年度の年度当初で大体二千数百名ばかりございました。これはわかておりましたので、私もとしましては地方に對しまして年度当初から整理をしてもらふやうに、学校に返してもらふやうにということをして

これは漸次指導助言をいたして参つたの

これは漸次指導助言をいたして参つたの

これは漸次指導助言をいたして参つたの

であります。若し地方の学校に返さなければやはりこれは府県費で賄つてもならなければならないことに相成る、こういうふうな考へております。恐らく各府県でも漸次今日まで、年度当初から今日まで整理をされて来たように考へます。併しただ若干の府県におきましては相当数のさような教員を教育委員会の事務局で抱えておるのであります。それが来年度の予算につきましては、これはそういう原則がはつきりなりましたので、今お話になりましては、或いは地方の学校に返す、或いは府県費自体を組みましてその給与費を賄うという操作が恐らく行われておると思ひます。ただ併しこれは今申上げましたように年度当初で二千数百名ございまして今日は減つておる、先ほど申しますように、国庫負担金の予算の関係からだけ申しますと二万の増員を二十九年度見ておるから、それを差引きましてこのことからだけで減員或いは退職勧告が行われるというには相ならないのだ、併し各府県としましては従来二分の一の国庫負担金をもたらへるということになつておりましたが、それがもたらへないことになりまして、それが一つの財政上の圧迫と申しますか、苦しみのじやないかと、かように考へます。併しながら人員の点から申しますとそれが主な原因で退職勧告になる、かようなことには相ならんと考へております。

○高田なほ子君 もう遅くなりますから、これでいろいろの疑問を残しながら私は終わりますが、私はどうしても地方財政の逼迫と、それから文部省のい

わゆる一年間の予算の中で給与費が十億も赤字が出ておる、こういうようなことが婦人教師の首切りに来ておると思ふのです。ただ単に緒方さんは人事の交流というふうな非常に簡単に片付けておられますけれども、私は栃木県下で六百五十人も首切られて、そんなものがただ単に人事の交流だ、人事の刷新だというように簡単に考へられない、やはりこれは地方財政の逼迫というところに大きな問題がある、こういうふうな思ひますので、荒木さんの先ほど要求されました資料は私も欲しい資料でございますし、又文部当局としてこの間私が資料を讀み上げましたが、あれは全部貧窮府県の首切りです。あの中には富窮県は入つておりません。全部貧窮府県に起つておる問題であります。でありますから、文部省のほうでも福井政務次官がよく調べてみましようというところで、それで調べてまいらなつておりましたが、文部省のほうとしても、又私よりもつと詳しくデータをきつてお持ちになつていられると思ひますから、できましてはそれを見せたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ございせんか。御質疑がなければ本日はこの程度で散会したいと思います。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

午後六時二分散会

文部省関係法令の整理に関する法律案

文部省関係法令の整理に関する法律案

左に掲げる法令は、廃止する。

一 古器旧物保存方(明治四年太政官布告第二百五十一号)

二 杜寺境内樹木濫伐禁止の件(明治六年太政官布告第二百三十五号)

三 官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件(明治二十二年法律第八号)

四 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法(昭和七年法律第二十三号)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(第二二三五号)(第二二三六号)(第二二四九号)(第二二五五号)(第二二五九号)(第二二六六号)(第二二七三三三)(第二二七四号)(第二二七五号)(第二二七七号)(第二二七九号)(第二二八一号)(第二二八二二二)(第二二八三三三)(第二二八四四四)(第二二八五五五)(第二二八六六六)(第二二八七七七)(第二二八八八八)(第二二八九九九)(第二二九四四四)(第二二九五五五)

一、国立岩手大学に附属高等学校設置の請願(第二二四四号)

一、学校給食法制定促進等に関する請願(第二二七一)(第二二七二)(第二二九二)(第二二九三)

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

一、教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(第六一八号)

第二二三三三三 昭和二十九年四月六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都練馬区関町二ノ五ノ一 福田薫外十一名

紹介議員 大和 与一君

教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の両法律案は、正しい政治教育を不可能とし、基本的人権及び学問の独立と自由を侵害するものであるから、参議院において両法律の成立を阻止せられたとの請願。

第二二三三三三 昭和二十九年四月六日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ三九九 高田太郎外十九名

紹介議員 岡田 三郎君

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

第二二四九九 昭和二十九年四月七日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 横浜市菊名町三八二 麻生みつ外三千七百七十一名

紹介議員 曾根 益君

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

第二二五五五 昭和二十九年四月八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡与野町下落合一、二二三 戸川榮一外三十名

紹介議員 大和 与一君

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

第二二五五五 昭和二十九年四月八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡太田村大字西四三〇 田中亭外十名

紹介議員 岡田 宗司君

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

第二二六六六 昭和二十九年四月八日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 横浜市港北区菊名町八九四 高木久外三千五百三十三名

紹介議員 曾根 益君

この諸願の趣旨は、第二二三三三三と同一である。

第二二七三三 昭和二十九年四月十日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願

請願者 岩手県気仙郡越喜来村 仁田政之進外千百八

紹介議員 千田 正君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二七四号 昭和二十九年四月十日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都三鷹市上連雀九二三 長谷川正三外六千七百六十一名 紹介議員 高良 とみ君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二七五号 昭和二十九年四月十日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(三十四通) 請願者 群馬県高崎市飯塚一、八七四 大谷花枝外二百九十二名 紹介議員 野本 品吉君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二七七号 昭和二十九年四月十日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大分県南海部郡小野市村大字木浦鉾山四六八 首藤春吉外百七十一名 紹介議員 松原 一彦君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二七九号 昭和二十九年四月十日受理	教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 茨城県行方郡潮来町二三四ノ一 菅谷南保外三百七十二名 紹介議員 武藤 常介君 菊田 七平君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八一号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大阪府岸和田市岸城町八名 紹介議員 森下 政一君 村尾 重雄君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八二号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 和歌山県日高郡南部町藤森長一 紹介議員 永井純一郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八三号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 栃木県塩谷郡喜連川町新井正義外五十六名 紹介議員 相馬 助治君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。	第二二八四号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都大田区新井宿六ノ六六四 石原せい子外一万二千八百七十四名 紹介議員 市川 房枝君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八五号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 兵庫県川辺郡川西町藤ノ木 岡田博外三百三十六名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八六号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(九通) 請願者 愛知県碧海郡知立町上重原 小林正三外三十三名 紹介議員 成瀬 幡治君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八七号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都大田区久ヶ原町	七四三 丹羽正明外三十五名 紹介議員 佐多 忠隆君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八八号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大阪府吹田市一二五 井向忠誠外二千五百五十一名 紹介議員 荒木正三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八九号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(百六十五通) 請願者 岡山県小田郡美山村三山 張谷米蔵外百六十九名 紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二九四号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大分県西国東郡高田町大字高田九二四 安部 松子外千五百名 紹介議員 一松 定吉君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二九五号 昭和二十九年四月	十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 熊本県上益城郡甲佐町今村正寿外七百十九名 紹介議員 松原 一彦君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二四四号 昭和二十九年四月七日受理 国立岩手大学に附属高等学校設置の請願 請願者 岩手県議会議長 中野 吉郎 紹介議員 川村 松助君 国立岩手大学は附属として幼稚園、小学校及び中学校を併設しているが、この統合された学園の中に高等学校のみが設置されないのは、はなはだ遺憾であるから、岩手大学農学部に専攻科を設立される際に、併せて本大学附属高等学校を設置せられたとの請願。 第二二七一号 昭和二十九年四月九日受理 学校給食法制定促進等に関する請願(六通) 請願者 岡山県和気郡和気町田原下 藤井鶴一外六十九名 紹介議員 島村 軍次君 民主教育の振興、児童の体位向上、食生活の改善を図るため、(一)学校給食用原麦、ミルクの全額国庫負担、(二)必要保護児童生徒の補助の拡充、(三)学校給食施設の国庫補助、(四)学校給食専従者(栄養士、調理士、事務員)の身分保障並びに人件費の国庫負担等を含む学	第二二八四号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都大田区新井宿六ノ六六四 石原せい子外一万二千八百七十四名 紹介議員 市川 房枝君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八五号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 兵庫県川辺郡川西町藤ノ木 岡田博外三百三十六名 紹介議員 岡 三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八六号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(九通) 請願者 愛知県碧海郡知立町上重原 小林正三外三十三名 紹介議員 成瀬 幡治君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八七号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 東京都大田区久ヶ原町	七四三 丹羽正明外三十五名 紹介議員 佐多 忠隆君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八八号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大阪府吹田市一二五 井向忠誠外二千五百五十一名 紹介議員 荒木正三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二八九号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願(百六十五通) 請願者 岡山県小田郡美山村三山 張谷米蔵外百六十九名 紹介議員 秋山 長造君 江田 三郎君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二九四号 昭和二十九年四月十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 大分県西国東郡高田町大字高田九二四 安部 松子外千五百名 紹介議員 一松 定吉君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二九五号 昭和二十九年四月	十二日受理 教員の政治活動禁止法制定反対に関する請願 請願者 熊本県上益城郡甲佐町今村正寿外七百十九名 紹介議員 松原 一彦君 この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。 第二二四四号 昭和二十九年四月七日受理 国立岩手大学に附属高等学校設置の請願 請願者 岩手県議会議長 中野 吉郎 紹介議員 川村 松助君 国立岩手大学は附属として幼稚園、小学校及び中学校を併設しているが、この統合された学園の中に高等学校のみが設置されないのは、はなはだ遺憾であるから、岩手大学農学部に専攻科を設立される際に、併せて本大学附属高等学校を設置せられたとの請願。 第二二七一号 昭和二十九年四月九日受理 学校給食法制定促進等に関する請願(六通) 請願者 岡山県和気郡和気町田原下 藤井鶴一外六十九名 紹介議員 島村 軍次君 民主教育の振興、児童の体位向上、食生活の改善を図るため、(一)学校給食用原麦、ミルクの全額国庫負担、(二)必要保護児童生徒の補助の拡充、(三)学校給食施設の国庫補助、(四)学校給食専従者(栄養士、調理士、事務員)の身分保障並びに人件費の国庫負担等を含む学
--	--	--	--	--	--	--	--

校給食法を制定せられたいとの請願。

第二二七二号 昭和二十九年四月
九日受理

学校給食法制定促進等に関する請願
(六通)

請願者 岡山県和気郡日生町
松本猛外十六名

紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二九一号 昭和二十九年四月
十二日受理

学校給食法制定促進等に関する請願
(十六通)

請願者 岡山県英田郡巨勢村尾
谷 曰井保太郎外百十
三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第二二九二号 昭和二十九年四月
十二日受理

学校給食法制定促進等に関する請願
(四通)

請願者 岡山県勝田郡滝尾村堀
坂 藤田都外十二名

紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第二二七一号と同じである。

第六一八号 昭和二十九年四月十
二日受理

教員の政治活動禁止法制定反対に関する陳情(二通)

陳情者 北海道空知郡赤平町字赤
平 田中政市外一名

今般「教育の中立性維持」の美名のもとに、国民の教育を国家権力の支配にお

くため、教育基本法の趣旨に反し、かつ基本的人権をじゅうりんすること「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案」が提案されているが、真の正しい教育によつて子供の成長と幸福を守る上から、両法律案に絶対反対であるから、これが撤回のため善処せられたいとの陳情。

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局